

東叡山寛永寺の絵師・関良雪と輪王寺門跡・公遵法親王、神道家・依田貞鎮  
—「安楽律騒動」の渦中で生きた画家—  
〔杉本欣久〕



口絵7 宝篋印塔(善明寺／東京都府中市本町)



口絵6 宝篋印塔(東京都台東区上野公園)



口絵8 関良雪「七猿図」部分(北島古美術研究所)



口絵9 関良雪「雲龍図」部分(金乗院本堂天井 中央部)



口絵12 同「天女図」左部落款



口絵11 同「天女図」右部落款



口絵10 同 落款

東叡山寛永寺の絵師・関良雪と輪王寺門跡・公遵法親王、神道家・依田貞鎮  
—「安楽律騒動」の渦中で生きた画家—  
[杉本欣久]

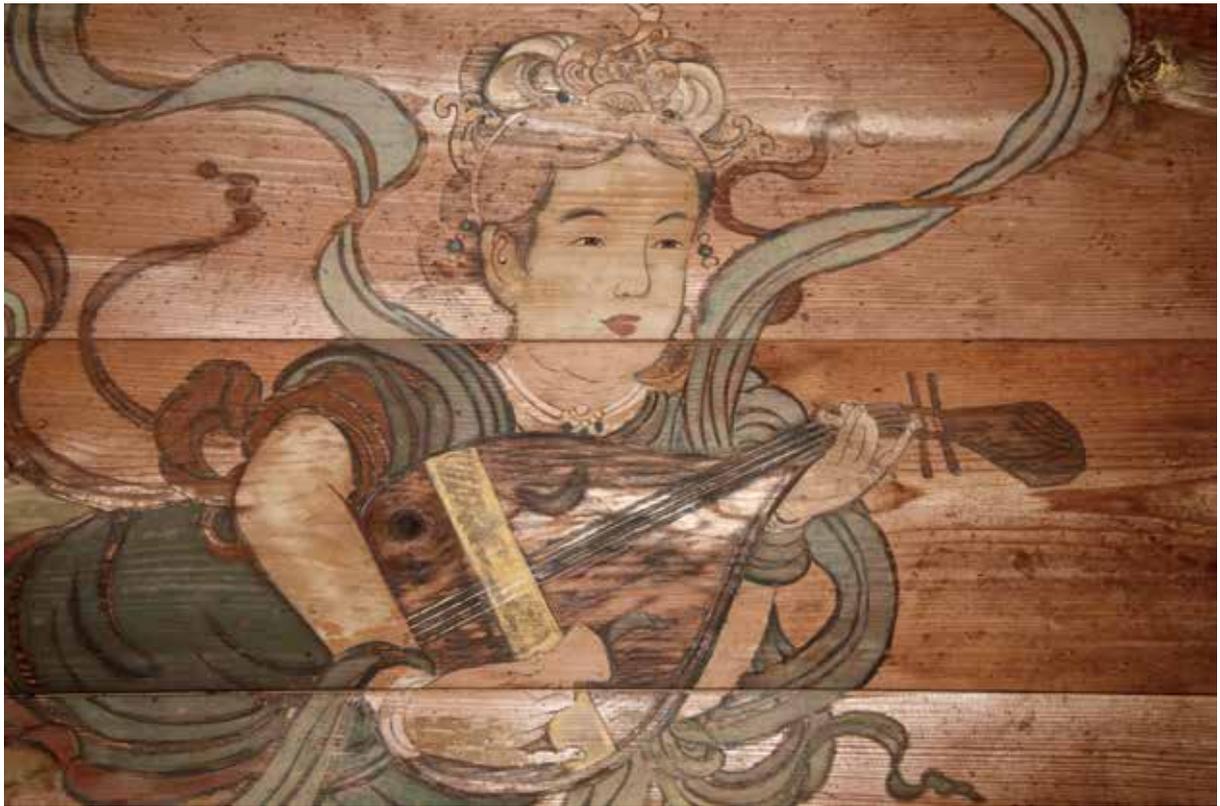


口絵 13 同「天女図」右部部分



口絵 14 同「天女図」右部部分

東叡山寛永寺の絵師・関良雪と輪王寺門跡・公遵法親王、神道家・依田貞鎮  
—「安楽律騒動」の渦中で生きた画家—  
【杉本欣久】



口絵 15 同「天女図」左部部分



口絵 16 同「天女図」左部部分

# 東叡山寛永寺の絵師・関良雪と輪王寺門跡・公遵法親王、神道家・依田貞鎮

―「安楽律騒動」の渦中で生きた画家―

杉本欣久

## はじめに

享保元年（一七一六）、徳川吉宗（一六八四―一七五二）が八代將軍に就任すると、政治や経済だけでなく、文化方面に関してもそれまでとは異なった様相を見せ始める。絵画の状況に関していえば、吉宗は政務の暇に古画の鑑賞を楽しみたことから、それを耳にした幕臣や大名から所蔵の中国絵画などが次々と御城に上げられた<sup>1)</sup>。目ぼしいものは將軍自らが筆を執って写し、あるいは狩野派の画家に命じて模写をさせている。その役目を担った中心人物が奥絵師・木挽町狩野家五世の狩野栄川古信（一六九六―一七三一）であり、特に同家には古画の模本が多く蓄えられた。古信とその周辺の画家たちは、奥絵師をはじめ旗本を支配する若年寄・本多忠統（一六九一―一七五七）の命を受け、諸大名などと折衝しつつ古画の模写に勤しむこととなる。

この状況のなか、当時の狩野派内において特に尊重されたのが、狩野派中興の祖・狩野探幽（一六〇二―一七四四）が寛文年間に描き、四代將軍家綱に献上して幕府の御府に納められていた和漢七十一家の筆意に倣った「学古図」であった。これは探幽を高く評価した吉宗の強い

意向を受けたもので、探幽に基づいたところの宋元絵画、往年に活躍したやまと絵や漢画の名手に学び、そのありし日の狩野派を復興させることを目じたためである。ただし、裏を返して言うならば、將軍吉宗や若年寄の本多忠統、その漢学の師で徂徠学派の端緒を開いた荻生徂徠（一六六六―一七二八）、さらにその文化方面の継承者・服部南郭（一六八三―一七五九）などの江戸にあった識者たちは、当時の狩野派を肯定的にとらえていたわけではなく、すでに探幽以降は斜陽を迎えているとの認識を共有していたのである。

一方、吉宗は書物奉行に対し、中国の画史画論類にみる宋元画家の伝記調査を命じるとともに、中国本土に残るそれらの作品を模写して携来するよう、長崎奉行を通じて清の商人に依頼した。この困難な要求が遂行され、百枚に及ぶ模本が日本に齎されたという記録は現在のところ見つかっていない。ただ、その後の享保十六年（一七三二）十二月には、同じく南京からの船に乗り、中国の現役画家であった沈南蘋（一六八二―一七六〇?）が渡航した。唐突とも思えるこの来日は単なる偶然ではなく、先の要求に応えるのは困難とみた清商が、その代わりにめばしい画家を携えて来たこととみることが可能である。さら

に中国書籍を積極的に輸入させた吉宗の時代には、のちに日本文人画隆盛の端緒を開く『芥子園画伝』も齎された。書物奉行の日記によると、吉宗自らこの書に目を通していたことも確認できる。<sup>(2)</sup>

狩野派衰退にともなう古画の尊重、最新の中国画風であった沈南蘋の花鳥画と文人画論に基づく山水画の伝来、荻生徂徠の門人で周防萩藩の儒学者であった山県周南が「雪舟伝」を著して称揚した雪舟画風（雪舟流）の再評価など、次世代に隆盛する絵画の状況はすでに吉宗の時代に準備されたとみてよい。ただ、現在の近世絵画研究から江戸の地に限ってみれば、吉宗の孫にあたる白河藩主・松平定信の家士であった谷文晁が登場する十八世紀末までの間、主役となり得たのは江戸庶民が享受した浮世絵版画のみとの感は否めないだろう。それは盛衰の激しい土地柄であったのに加え、その後、天災や人災が何度も重なり、たとえ当時に名を成した画家であっても現在まで伝わる作品の絶対数が少なく、さらにはいまだ人名録などの絵画史に関するまとまった資料が編纂されていない時代であったことにも起因している。

このように、言わばブラックボックスと化した状況に光を当てるには、画家そのものより、むしろ時代を牽引した「文化君主」とも言える人物に着目し、その周辺を掘り下げてみるのが有効ではないか。どんな優れた画家であっても、その時代の空気と無関係に存在することはできないとの歴史観からすれば、支援者となった為政者や富裕家たちの存在を無視できないのは当然だからである。ただ、京都の文化に関して天皇が中心に位置し、その周縁部には門跡や公家があったのに対し、あくまでも江戸は政治の中心地であったゆえに、必ずしも將軍自身やそのまわりの老中や御三家、諸大名が積極的な牽引役を果たしたと言える状況ではなかった。そこで注目されるのは、幕府にとつ

ての重要な宗教施設であった將軍家の菩提寺、つまり江戸城の裏鬼門かつ東海道の入り口に位置する芝の三縁山増上寺（浄土宗）と、江戸城の鬼門かつ奥州街道の入り口に位置する東叡山寛永寺（天台宗）である。前者は関東十八檀林のなかでも最大の規模を誇り、多く存在した学寮には常に三千人の学僧が在籍したとされる。そのなかから文化史においても特筆すべきあまたの高僧を輩出し、画家として知られる忍海もそのひとりであった。<sup>(3)</sup>

一方の後者は、天皇の兄弟が日光山輪王寺と兼帯するかたちをとって貫主を務めたことから、江戸にあっても京都の皇室文化が色濃く反映した寺院であった。<sup>(4)</sup> 貞享二年（一六八五）以降はほど近くに位置する金龍山浅草寺の別当職をも務め、幕末まで支配するに至った。この十八世紀半ばの重要な時期、輪王寺門跡の地位に二度までも就任したのが公遵法親王（一七二二～一七八）である。隠居していた期間も含めると、実に八代將軍吉宗から十代將軍家治までを過ごしたことから、將軍薨去の際にはそれぞれの遺品も拝領している。江戸時代における法親王という地位ゆえの文化的影響力は、円山応挙の支援者として知られる妙法院門跡の真仁法親王（一七六八～一八〇五）に匹敵するとみられるものの<sup>(5)</sup>、どういうわけかこれまで美術史だけでなく、文化史でもほとんど触れられることがなかった。けれども、先の輪王寺宮であった公寛法親王に従って出府した陶工・尾形乾山（一六六三～一七四三）の世話をしたばかりでなく、漢学者の服部南郭や井上金峨、国学者の賀茂真淵、江戸千家を創始した茶人の川上不白、香道米川流の菫香舎春龍、書家の沢田東江、画家の松林山人など、当時の著名な文化人と多く交わったことが知られる。<sup>(6)</sup> そして極めて近いところに、東叡山寛永寺の「絵師」と称され、増上寺の忍海とも近い人脈で動い

ていた関良雪（一七〇三〜七五）という画家が存在した。

本稿では、現存作品や直接的に触れる伝記資料が少ないことから、現在ではほとんど知られていないこの関良雪に注目し、画家としての具体的な姿を浮き彫りにしていく。一章では江戸近郊の府中出身として、わずかながら郷土史研究において見出されてきた資料を踏まえつつ、「鹿嶋田左内」と名乗った若かりし日の活動について触れる。第二章では、故郷を離れて江戸の下谷坂本に暮らし、画家「関良雪」として人生を再出発した状況をみる。三章から六章までは、神道や仏教関係の資料に残された足跡を辿って明らかとなった交流関係を掘り起こし、その生涯の事績を明らかにする。さらに七章においては現存する作品を分析し、その画風の傾向と特徴および受容層について探っていく。

## 一 武蔵府中六社明神の長官・鹿嶋田左内

関良雪（一七〇三〜七五）を取り上げた江戸時代の伝記資料は決して多いとは言えないものの、わずかながら画家としての属性を示す語が散りばめられ、その情報から実像に迫ることは不可能ではない。

文政七年（一八二四）、江戸の考証学者・中尾樗軒が著した『近世逸人画史』は、

良雪、関氏、自然斎と号す、東武の人。其画風、雪舟及び牧溪を宗とす。淡墨山水人物に長ず。

と記し、画号は「自然斎」、室町時代に名を馳せた雪舟や中国南宋時

代の禅僧・牧溪の画風を宗とし、淡墨による山水画や人物画に長じたとする。<sup>(7)</sup>

また、谷文晁の妹婿であった秋田藩御用絵師・菅原洞斎が天保五年（一八三四）に著した『画師姓名冠字類鈔』は、

良雪 武の府中、六社明神の社人也。了月和尚に画を学。古風を□ひ、自一家の風をなす。二楽又三楽と号す。

とし、武蔵府中にある六社明神の社人であり、浄土宗の了月和尚に学び、「二楽」または「三楽」と号したとする。<sup>(8)</sup>

さらに嘉永七年（一八五四）の序がある信濃須坂藩十一代藩主・堀直格による『扶桑名画伝』は、

姓、詳ならず。鹿島田氏また関氏。良雪、また自然斎と号す。通称主計。丹青を了月和尚に学ぶ。武蔵国府中六社の神職なり。後に画工となりて、三楽と号し、東叡山の絵所となり、坂本に住せしとぞ。宝暦頃の人なるべし。

とやや詳細に記す。<sup>(9)</sup>これは続いて引用する『画工略伝』の記述、

関良雪、府中六社神職也。鹿島田主計と云。後画師となりて、三楽と号す。又云、後は上野御絵師となりて坂本に住居すと。

に多くを抛ったものとわかる。やはり武蔵府中の六社明神の神職であったこと、氏を鹿島田、通称を主計といったこと、「東叡山の絵師」

もしくは「上野の御絵師」として下谷坂本に住んだことを記す。

ここにいう「東叡山」や「上野」とは、上野忍ヶ岡にある天台宗の大本山・寛永寺のことである。これに関して狂歌師でのに幕府の御家人となった大田南畝も、

是政村の宿の襖に、関良雪、年七十の画あり。暮仙人張果郎の画也。良雪は上野准后様の時、御とめ筆也と云。

と、多摩川治水視察の際に綴った文化六年（一八〇九）の『向岡閑話』で触れている。<sup>(10)</sup>

甲州街道から府中街道や鎌倉街道に入る交通の要衝・府中は政村（東京都府中市）の宿に、良雪の「蝦蟇張果老図」の襖絵があったといい、その画家は「上野准后様の時、御とめ筆」であったと記す。末尾に「と云」とあるため、宿の主人からの伝聞ということになる。

「上野准后様」とは、輪王寺門跡の七世であった公遵法親王（一七二二～一七八）のことである。一方の「御とめ筆（留筆）」とは、勝手に筆を執ることを禁じられた人物を指すから、俸給で抱えられた「御用絵師」であったと解釈できる。

これらの情報を総合すると、関良雪は武蔵府中にある六所明神の神職で、名を鹿島田主計といい、のちに浄土宗の了月上人から画を学び、「自然斎」や「二楽」あるいは「三楽」と号した画家ということになる。さらには、東叡山寛永寺と日光山輪王寺を兼任した輪王寺門跡の七世・公遵法親王に「御用絵師」として抱えられていたとわかる。

そこでこれらの情報が正確であるかを検証するため、まずは「六社明神の神職」について、すでに詳細な検討をなされた郷土史家・遠藤

吉次氏の成果を踏まえつつ、関良雪の出生地・武蔵府中における活動を論述していく。<sup>(11)</sup>

「六社明神」というのは、小野大神、小河大神、氷川大神、秩父大神、金佐奈大神、杉山大神の六神を祀る東京都府中市の大国魂神社のこと、武蔵国の総社として国府の側に設けられたのを起源とする。この社の神主であった猿渡家と禰宜の織田家を支えたのが庁官（長官）職四家（佐野・鹿嶋田・田村・高木）であり、佐野家に次ぐ地位にあったのが関良雪の出自となる鹿嶋田家であった。

庁官 藤原盛英

本国武蔵

生国武蔵 族称鹿嶋田 家紋桔梗

国府在庁の末裔にて、後來総社の社務に相成、職名を庁官と称し、数代相続の由来、前書同職の家譜に同じ故に別に註進不仕候、慶長年中、先祖広岳より盛英に至て十一代相続の次第、左の如くに御座候、

○広岳 隼人 慶長七年十一月十一日死 — 正清 隼人 寛永五年八月十四日死 — 盛里 隼人 正保三年九月十一日死 — 盛家 修理 宝永五年十月十三日死 — 正常 和泉 享保十九年九月廿七日死 — 常曆 左内 安永五年八月五日死 — 清常 兵庫 宝曆十一年十一月五日死 — 通具 修理 天明六年十月十六日死 — 盛包 安房 天保七年正月廿二日死 — 盛常 但馬 安政五年十二月十一日死 — 盛英 英臣



図2 同 右側面



図1 関良雪墓 (妙光院／東京都府中市本町)

(大國魂神社文書『御条目註文別記・社職家筋世代之部』明治三年)<sup>(1)</sup>

もとは武蔵国府の役人であったが、その後に六社明神の社職となった家系である。このうち、名を常磨、通称を左内といったのが良雪に相当し、没年は安永五年（一七七六）八月五日であったとわかる。

鹿嶋田家の菩提寺は同じ府中にある真言宗豊山派の妙光院で、その墓域に認められる墓石の正面には、阿弥陀如来の種字「キリク」を表した円相の下に「自然良雪居士 不失浄因禅尼墓」と二行で刻まれる（図1）。向かって右側面に「鹿嶋田和泉守藤原正常嫡子 常麻呂又号自然斎良雪 于時安永五丙申歳八月五日」と三行で書かれ（図2）、左側面には「安永三甲午天五月廿七日」とある。「不失浄因禅尼」とは良雪の妻で、先んじること安永三年（一七七四）五月二十七日に亡くなったことを伝える。

このように府中に墓石があることから、良雪は生涯にわたって同所に住みつつ、社職に勤しんだかのように思えるが、実は若い頃に刀傷沙汰を起こし、長らく府中から追放されていたのである。

去ル七日ニ拙者共地頭猿渡豊後宅ニ而、社家鹿嶋田左内殿脇差をぬき、地頭豊後二疵をあふ七被申候、右左内殿儀、神領ニおいて常々我俣成御方ニ御座候、神主迄右之通りニあやめ被申候儀ニ御座候得者、何分ニ茂以御慈悲を御吟味被成下、御神領相納り惣百姓、日夜安心仕候様ニ願奉申上候、以上

延享式年丑

八月日

(大國魂神社文書「鹿嶋田左内拔刀狼藉ニ付吟味願」)<sup>(2)</sup>

地元百姓の連名による「吟味願」によると、延享二年（一七四五）八月七日、鹿嶋田左内こと関良雪は、神主の猿渡豊後守盛久（一七〇三〜七二）宅において脇差を抜き、同人に傷を負わせたと記される<sup>14</sup>。その原因の一端について、「常々我俣成御方」であったとその人と為りについて触れるが、この事件から十日あまりのち、良雪は刀傷沙汰に至った詳細を一札に記し、猿渡豊後守に呈上した<sup>15</sup>。

#### 差上申一札之事

一 忠善寺大和所払二被仰付、跡式之儀、新宿平兵衛倅喜内江御申付被成候所、右大和母跡式御願申上候二付、喜内辞退仕候、依之石見女子二跡式可被仰付旨、御伺相済候所、右平兵衛倅喜内へ御申付被成候節、御渡被成候配分地書抜帳為相返候様二と、私一同二本町源蔵被差遣候所、私忝人御宅へ立帰り、右源蔵得心茂無之儀を得心之様二申紛かし、御請取印形被遣候様二申之、則請取候二付、源蔵と及口論於御宅二、私脇差を抜候所、御差押被成候刻、御手之左之親指二疵付申候、右之通、於御宅及狼藉、殊二出抜候印形之取方、旁以不届之段、御奉行所江可被仰付与難儀至極奉存候二付、私親類一同二当所寺院方相頼、私配分地差上、社中立退可申旨、御奉行所へ御訴之儀、御用捨被下候様二御届被成、社家社僧中御立会之上、私社役配分地御取放所払被仰渡承知奉畏候、然上者何二而茂御願力間敷儀、曾而無御座候、且社中者、勿論源蔵江対シ、自今仇ケ間敷儀仕間敷候、右之趣若違背仕候ハバ、何分之越度二茂可被仰立候、為後証一札差上申所、仍而如件

延享二年丑八月十八日 鹿嶋田左内

#### 猿渡豊後殿

右之趣逸々被仰渡承知仕候、少も御非分二不奉存候、以上

親類 佐野長門

同断本町 半右衛門

端緒となったのは、社家のひとり中善寺大和が社法を破り、断りなく祈祷や呪詛を行った咎で所払いに処せられたことであった。良雪の取り持ちにより、その跡目を府中新宿の平兵衛の倅・喜内が継ぐこととなるが、大和の母親から圧力がかかり辞退する羽目となってしまふ。その際、事前に渡してあった土地の「配分地書抜帳」を返還してもらうため、府中本町の名主・源蔵とともに平兵衛宅を訪れた。その後、良雪ひとりが猿渡豊後守宅へ戻り、受取証に押印するよう願ひ出たところが、源蔵はそれを良雪の独断と言ひ募り、二人の間で口論となつてしまふ。良雪は怒りに耐えず脇差を抜いてしまふが、さらに源蔵は追ひ討ちをかけ、「侍に似合わず、日中であるのに謀りごとばかりを申され、何様のつもりか知らぬが我々と相談したと偽り、神主に受領証へ押印させようとしたのは不届きである」とたたみかけた。そこで我慢しきれなくなった良雪は、ついに源蔵に打ちかかつてしまふ。それを猿渡豊後守が止めに入り、脇差を取り押さえたところ、左の親指を少し傷つけてしまったとする。

この経緯を見るにつけ、良雪は自分の思いどおりにならなければ気の済まない「我俣」の人との印象を抱かざるを得ないが、社に残るそれ以前の文書からは、長らく社務の問題に対処して実務家としての能力を発揮していた様子が窺える。

これに先立つ十五年前の享保十五年（一七三〇）に社殿の修復が行

われたが、この時に猿渡豊後守の姉婿であった欄宜・猿渡日向守盛武が思いのままに専断したという理由で、猿渡豊後守をはじめとする社職たちがそれを糾弾し、寺社奉行に訴える事態に発展した。<sup>(6)</sup>それから六年を経た享保二十一年、今後はそれに報復するかのように日向守が「心を合せ、修覆中勸化向其外諸弘方等、惣而謀斗を以私欲之取斗等仕」という理由で、「神主猿渡豊後」と「長官鹿嶋田左内」に「御料所本町名主源蔵」を加えた三名を寺社奉行に訴えた。<sup>(7)</sup>この「訴状」には、

左内義者先年御江戸へ罷出住居相定、親跡式者妹二ゆづり度願仕候二付、社中相談を以相究出府仕候所ニ、又候中間之者へ無沙汰、我俣二帰住致、五年以来神主宅へ昼夜入込、

とあり、日向守が糾弾された直後の享保十六年頃、江戸出府の望みを願い出て妹への跡目相続が許された良雪は、その後すぐに府中に舞い戻り、昼夜問わず豊後守宅へ出入りしていたと伝える。具体的にこれが何を意味するのかわからないが、結果的に日向守は元文三年（一七三三）に欄宜職を解任され、跡目は織田藤次郎が相続することとなった。

日向守からすれば、神主の猿渡豊後守盛久、長官の鹿嶋田左内（関良雪）、府中本町名主の源蔵三人が、自らに敵対する六社明神社中の実力者であり、なかでも豊後守をたきつけて主導的役割を果たしたのが良雪と見えたい。このような経緯からしても、良雪は六社明神社の社務に長官という立場で深く関わり、社中にあつては主導権を握り、自らの意見を積極的に通していく立場にあつたと理解できる。種々の問題に辣腕を発揮し、困難を乗り越えてきた実績から、自らの判断に

誤りはないと慢心を抱くこともあつたのだろう。日向守解任から七年後にはそれが災いとなり、同じ実力者であつた名主の源蔵と対立、自らも「神職ニ不似合謀斗成儀を工、其上頭支配之宅をも不憚、脇差を抜候故、豊後も乍少疵付候」という罪を得、府中からの所払いとなつたわけである。

それから四ヶ月後の延享二年十二月には、府中の親戚からの体裁で、良雪の切実な思いが詰まつた嘆願書が六所明神社中に提出された。<sup>(8)</sup>

一 鹿嶋田左内儀、当八月所払二被仰付候二付、且那寺度々御証申上候、数十代之者二御座候二付、何方江可参手掛りも無御座候、迷惑仕り、余りニ以扱、段々申上候得共、御聞濟も無御座候、不及是非、江戸表江罷出、御奉行所様御月番松平主計頭様江御訴詔申上候、御役人山口左太夫様御掛りニ而被仰上候所ニ、妻子度々罷出候段、不届ニ被思召、御同役様御内寄合之節、御相談も御座（候）所、御上ニ而も曾而御存知ジ無御座候義、其上添翰も無之義者、御取上難成候御差図ニ而御座候間、所江罷帰り、神主江幾重ニも可相願、左内義者病身故座敷隠居仕、娘ニ相応之躰入し、数代之社役為相勤度、段々御願申上候、其趣、神主江申通シ置候間、此上者所江罷帰り、以手筋ヲ幾重ニも相願候ハバ相済可申候、左太夫様被仰聞、依娘引連罷越候、何とぞ数代之居住相立様ニ奉願上候、左内義者引込隠居仕、娘ニ相応之躰養子見立、社役可奉願候、何方ニ而も御許容奉願上候、以上

延享二丑十二月

甚助

重次郎

くら娘つれ

右者左内願書此通ニ而差出候、社中左返事ニ、此通ニ而者取次事、不被相成候と申候ハバ、帰り候、

数十代にわたり、府中において社に仕えてきたことから、頼る者のいない江戸市中で暮らすのはあまりの扱いで難儀している、との内容である。また病いがちの身であるから、娘に相応の婿をもらって社職の跡目を継がせ、自分は府中に戻って座敷隠居することを許していただきたいと綴る。

乍恐書付を以御届申上候

一、武州惣社六所宮神主猿渡豊後申上候、私支配之社家鹿嶋田左内不届ニ附、去八月中御届申上、私方ニ而否メ申付候、右跡式之儀ニ附、左内親族共願出候者、左内娘有之候間、跡式被下聳居跡を以、名跡相立社役為相勤候様ニ仕度旨願出候、尤左内儀者格別之儀ニ御座候間、名跡相立候以後共、社中江足入為致申間敷旨、別紙証文指出候、右之趣惣社家社僧共為申聞候処、左内娘ニ跡式申付、聳居跡ニ而名跡相立、向後左内儀者以後共、社中江足入致不申候上者、一言之中分無御座候旨、惣社家社僧不残証文差出申候、

右之通ニ御座候ニ付、左内親類共、願之通娘跡式申附、聳居跡ニ而名跡相立候様ニ申付度奉存候ニ付、乍恐書付を以奉伺候、以上

武州惣社六所宮神主

延享四年卯十二月 猿渡豊後

寺社

御奉行所

二年後の延享四年（一七四七）、その願いは神主の猿渡豊後守に聞き入れられ、良雪の娘に婿をとらせて跡目を相続することが寺社奉行に届け出された<sup>19</sup>。けれども、良雪が社中に足を踏み入れることは依然として許されなかった。このような赦免は何度か試みられ、それから四年後の宝暦元年（一七五一）、八代將軍・徳川吉宗の薨去に伴う恩赦願が猿渡豊前守に届けられている<sup>20</sup>。

一翰令啓達候、然者此度就

有徳院殿御中陰御法会赦之儀願出候、依之別紙御書付之通候間、否之儀者追而可被申上候、不宜

九月廿五日 信解院 深海

覚王院 覚深

猿渡豊後殿

御詫言之覚

武州惣社府中六所宮元長官

鹿嶋田左内

此者不調法之儀有之、七年以前社頭立退候様申渡、致流浪令難儀之由、今般就

有徳院殿御中陰御法会、左内帰参之儀願出候、願之通申付候ハバ、准后御方可為御満悦候、以上

九月 信解院

覚王院

猿渡豊後殿

のちに触れるように、江戸に出た良雪は東叡山寛永寺の寺領がある下谷坂本町に住んでいた関係から、この願いは同寺執当職の信解院深海と覚王院覚深の連名で提出された。けれども、この時も猿渡豊後守は許さず、良雪がふたたび府中の地を踏んだのは、それからさらに二十年を経た明和七年（一七七〇）のことであった。

#### 一札

一貴公御慈父良雪老御隠居所御立被成候二付、拙寺支配本町分之内西福寺持分地所、借地被成度之旨致承知、何ヶ年成共御勝手宜敷迄御住居地ニ可被成候、右為後鑑如斯候、猶為地料居住之内、壹ヶ年ニ金壹分宛可被遣之旨、御約速ニ而御座候、仍而一札如件  
明和七年寅正月 妙光院

鹿嶋田修理殿

鹿嶋田家の菩提寺である府中の妙光院から、良雪の孫にあたる鹿嶋田修理通具に宛てられた文書には、境内の子院・西福寺の地所を良雪の隠居所として賃貸する旨が記される。<sup>(2)</sup>ただし、鹿嶋田家の本拠がある府中本町からはやや距離のある土地で、大國魂神社の広大な社域を挟んだ南東方向の谷地に位置する。縁者の顔をたまに見ることはあつたにせよ、ひっそりと隠棲しているとの感が強い立地である。二十五年ぶりに故郷に戻った良雪はしばらく平穏な日々を送ったとみられるが、四年後には妻に先立たれて独り身となっている。そして二年後の安永五年（一七七六）八月五日、「流浪」と評された七十三年の生涯に幕を下ろすこととなった。

## 二 下谷坂本への移住と画家・関良雪の誕生

六社明神の長官であった「鹿嶋田左内」という身分を刀傷沙汰でなげうち、浄土宗の了月から画を学んで画家の「関良雪」となったのは、下谷坂本に移住した延享二年（一七四五）八月から間もなくのこととみられる。

了月上人は靈誉了月（神蓮社靈誉・一六八五〜一七五八）といい、浅草新寺町（台東区松が谷）の行安寺第十一世となった浄土僧である。増上寺宝松院の曇誉忍海と並び称された画僧として知られる。宝暦八年（一七五八）頃成立の『冬至梅宝曆評判記』には、江戸で著名な当時の画家六名が掲載され、そのうちのひとりとして「人にさわらぬ夜更の月そく（蝕）了月和尚 絵方」と紹介される。<sup>(2)</sup>

画道の名人、かるがるしくなされぬで、一入おく深い、つよい所が二人とない、当顔見世墨絵の大臣と成、まやだら丸忍海どのをうやまふ所、いかにもおとなしい仕内と申、年のよるはおしや

「評判記」という性格上、やや誇張された評価となっているが、奥深さのある画風、確かな筆致を備え、軽々しくは筆を下ろさない姿勢は、当時あって「画道の名人」もしくは「墨絵の大臣」とみなされたという。ただ、七十歳を越えた高齢であったことから、画家としての活動はすでにほとんど行っていないようである。

確認できる実作品は極めて少なく、九代將軍・徳川家重の御霊屋別当として開創された増上寺の妙定院に、絹本淡彩の三幅対「維摩居士・



図3 了月「維摩居士・宴座羅漢・持鈴羅漢図」(妙定院/東京都港区)



図4 同落款

宴座羅漢・持鈴羅漢図」が伝えられる(図3)。縦一一八・四センチメートル、幅四二・三センチメートル、墨を基調とし、肉身に淡い代赭と中尊の一部に藍を塗布するのみの作品である。形態表現に必要な一本の線を的確にほどこし、要所となる輪郭には勢いのある筆致で濃墨線を加えるため、構成の確かな画風となっている。

作者を示す落款は三幅とも「顔溪」と読める白文方印が右下に捺され、さらにうち二点には「神靈」と署されるが、これらは了月の伝記にまったく認められないものである(図4)。ただし、狩野伊川院栄信の次男・朝岡興禎(一八〇〇〜五六)が編纂した『古画備考』の「了月」条には、

同筆仏像之画に、神靈と名を題候は、希代の別号と存候所、能々吟味候得ば、神蓮社靈誉の字を一字づつ取て、右の如き書と相見候、又神靈と彫たる印もあり、鷲の絵也、

とあり、「顔溪」の印影を掲載する<sup>(23)</sup>。了月による実作品がこれまでほとんど報告されていないのは、この落款が同人を示すと認知されていないことによるとみられる。なお、同書には関良雪のほか、了看という門人も収録される。

一方、了月の僧侶としての伝記は、寛政五年（一七九三）の序文がある『新撰往生伝』巻之五に「武江行安寺靈誉了月上人」として収められ、なかに画に関する記述が認められる<sup>(24)</sup>。

上人、了月、字は普照、神蓮社靈誉と号す。京都の人なり。縁山の貞誉了也大僧正に投じて剃染す。内外の群典、多く深奥を探る。然るに宣揚せず。人これを諮詢すれば、すなわちただ笑いて止む。

真素自然、容止不拘、風韻還て高く、名声倍聞す。四来一面すれば、必ず欽尚を加う。天性の画手にして、能く万象を摸す。嘗て也公に陪して、しばしば柳営に登る。大樹憲廟君、召してその画を見、大降優賞命、狩野常信これをして誘導せしめ、遂に以て神に通ず。都下に三谷氏なる者あり。その写梅を得て、飾るに幀軸と為す。これを壁上に掲げ、以て宴集を設く。黄鸝飛来し、画幀に触れ、語を囀りて去る。一年、洛の大雲寺に遊び、佛殿中の障に兩月、左右の障子に山水を画く。摸して真のごときを得たり。これ凡夫西邁を願う者の、雨中における夜月に譬え、聖浄二門の行相の、陸道水路における難易の意に比するに取る。人みなこれを称う。かつて法兄了説上人、都下淺草行安寺に住す。上人、その履蹟を踏みて住持たること有年、老後、資を了旭上人に附属して燕居す。旭上人夭し、更めて法を姪の了真上人（団誉大僧正の資にして予の法兄なり。）に附す。処々を遊歴するの後、また寺に帰す。幾くもなく疾を発し、自ら起たざるを知る。専志念佛し、また毎日集会す。門生修習、終朝之軌、小経懺悔、発願念佛、自鳴磬引頭、およそ二旬許り、忍疾不発、顧視資了巖、謂いて曰く、了月、愚鈍なりといえども、習礼積日、あに容不遂本懷哉、末期

旧身欲起、侍者曰く、疾勞すでに深し。争耐起坐、ただ釈入滅の儀に随いて可なり。掉首して答えて曰く、了月、何得同鶴林之儀耶、すなわち承仕の男五一をして、背後を扶抱せしむ。端坐合掌、瞻仰佛顔、力修所習之式、至念佛会、如眠而化、宝曆八年（戊寅）十月十七日也、寿七十四、後素門生関氏某、写道影、華頂大僧正麗誉順真公（華頂山第五十三主、詳於勢陽往生験記）、讚述焉

師の貞誉了也（念蓮社貞誉・一六二九～一七〇八）が増上寺三十二世の貫主であったとき、しばしば陪して五代將軍・徳川綱吉に拜謁した<sup>(25)</sup>。その時を契機として、幕府奥絵師の狩野常信（一六三六～一七二三）から指導を仰ぐようになったという。了也の没年が宝永五年（一七〇八）であるから、了月が常信に師事したのは二十四歳以前のこととなる。

さらに宝曆八年十月十七日、了月が七十四歳で遷化した際、その遺影を手がけたのは「後素門生関氏某」と記されるのは注目に値する。「関氏某」とは、とりもなおさず関良雪のことであり、了月に付き従っていたのがその晩年と判明するからである。

なお、良雪が手がけた肖像画としては、「行年五十四 関良雪自画」の落款を有する自画像が鹿嶋田家に伝存している（図5・6<sup>(26)</sup>）。頭を刈り、口と顎に髭を蓄えた頭部を画面ほぼ中心に配し、襦袢の上から白の着物を着て帯紐を結び、さらに黒の羽織を重ねて鹿皮を敷く座椅子に座った姿で描く。膝上で組んだ手には主に天台宗で用いられる、二本の梵天房が垂れ下がった百八個の主玉からなる数珠を持つ。顔、着衣双方とも、奥まった部分には陰影をつけて立体感を表出することから、肖像画の基本的描法を習得していたとわかる。

画面上部には宝暦六年（一七五六）冬に書された寛永寺子院・寿昌院の慈空（一七一五〜九八）による賛があり、良雪自らが落款に記すように五十四歳時の姿ということになる。ここから逆算すると、生年は元禄十六年（一七〇三）、府中からの所払いに処せられた延享二年（一七四五）は四十三歳時となり、了月に画を学び、画家として出発するにはかなり遅い年齢だったと判明する。

この賛には良雪の伝記とともに、画家としての作画姿勢が偲よって活写されている。

関良雪 姓藤原 武州多麻郡人 本曰鹿嶋田常麻呂 延享二年乙丑秋隱棲吾院傍 自号東岳道人自然斎 畫影真情慮唱名復性来謂聞世人 亦不可誣可祝可賀讚曰

佩雪舟璽印

興尚信遺風

建山水之源頭而俱妙

得人物之氣義而総通

采筆遊戯 臨機神功

本邦摩詰 再世徽宗

皆謂工畫五陰

誰知心親盈胸

宝暦六年丙子冬

東叡寿昌沙門慈空誌

関良雪、姓は藤原、武州多麻郡の人。本と鹿嶋田常麻呂と曰う。

延享二年乙丑の秋、吾院の傍に隱棲し、自ら東岳道人、自然斎と号す。画影の真情、唱名を慮り、また性来、世に聞ゆと謂う。人もまた誣るべからず。祝うべし、賀すべし。讚に曰く、

雪舟の璽印を佩き

尚信の遺風を興す

山水の源頭を建て俱に妙

人物の氣義を得て総て通ず

采筆の遊戯 機に臨みて神功あり

本邦の摩詰 世を徽宗に再びす

皆な謂う 工に五陰を画くと

誰か知らん 心親しく胸に盈つるを

宝暦六年丙子の冬

東叡寿昌沙門慈空誌す

良雪の「隱棲」は延享二年（一七四五）の秋といい、まさに府中を所払いになった直後とわかる。慈空が住持を務めた寿昌院は寛永寺子院のなかでも北東部に位置し、現在の区立忍岡中学校に相当する地にあった。そこから河岸段丘である上野忍ヶ岡の断崖を降りると、すぐ下谷坂本町（現・東京都台東区根岸）に至ることができる。それゆえ、ここにみる「傍に隱棲」という記と『扶桑名画伝』の「坂本に住せし」の記述に矛盾はない。ただ、慈空が寿昌院七世住職となったのは『東叡山子院現住脈記』や『日光山各院世代記』によると寛延元年（一七四八）のことであり、延享二年当時にはいまだ日光山の護光院にあったため、良雪の移住を目的の当たりにしたわけではなかった。<sup>②</sup>

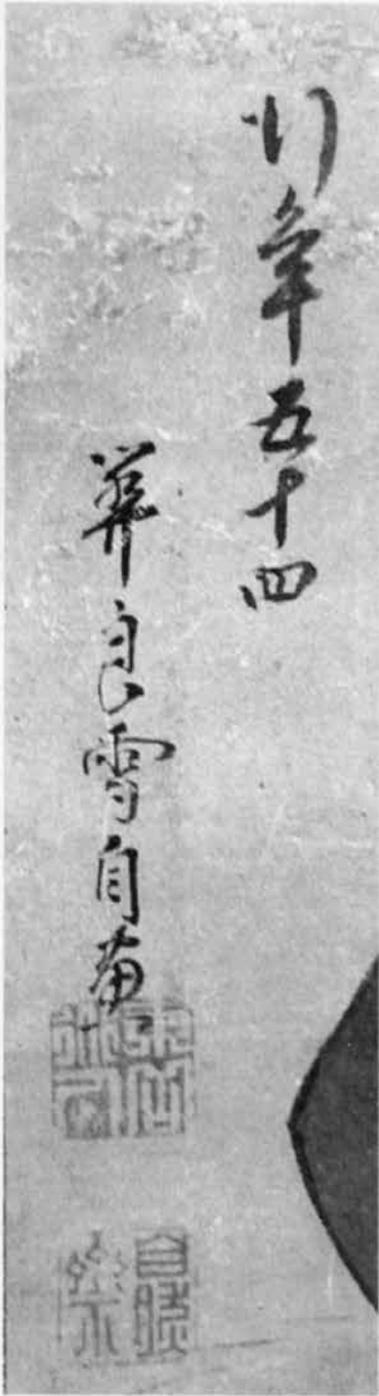


图6 同落款



图5 関良雪「自画像」(個人蔵)

まりこの賛は、本人からの伝聞によって書されたものである。ここにみる「東岳道人」の号はその他の伝記資料には確認できないものだが、「東叡山」を踏まえているのは明らかである。

その画風は、室町時代の水墨画家・雪舟の系統を受け継ぎ、さらに幕府の御用絵師・狩野派において名人の誉れ高く、特に水墨画に妙味を得た狩野尚信（一六〇七〜五〇）の遺風を興さんとする意識があったと記す。ここからすれば、「自然斎」の号も尚信の「自適斎」を踏まえたものとみることができる。

### 三 東叡山寛永寺の「絵師」と「宝篋印塔」

#### ― 札差の飯山長三郎と両替商の斎藤伝兵衛 ―

『扶桑名画伝』や『画工略伝』、大田南畝による『向岡閑話』は、関良雪が「東叡山の絵所」「上野御絵師」「上野准后様の時、御とめ筆」であったと伝えていた。良雪の活躍時期を踏まえると、東叡山寛永寺と日光山輪王寺を兼任した輪王寺門跡のうち、七世・公遵法親王（一二七二〜八八）に抱えられた「御用絵師」ということになる。それを裏付ける寛永寺や輪王寺側の確かな資料は残念ながら見いだせていないものの、その関係を示唆するいくつかの例を挙げるのは可能である。

まず、支配下にあった金龍山浅草寺の別当代による日次記『浅草寺日記』明和六年（一七六九）九月二十六日条に、

一 本堂東西之三十三身再興相済、付宮殿新二建立、内羽目蓮之  
絵図、良雪書替、彩色ハ良雪弟子・幸田良泰致、寄進ニ唐銅灯笼

新規、花瓶・香炉磨キ出シ、鍍金ニ蓮花新規、不動尊愛染尊前共  
ニ鍍金、蓮花出来候付、今日三十三身開眼、観音法修行普門品心  
経誦誦之、導師常応院相勤、執事代并惣出家出仕、

とある。<sup>(28)</sup>これは新たに建立された宮殿の羽目板に、良雪が蓮図を描いたとの内容である。慶安二年（一六四九）に再建された本堂の中央には、秘仏の本尊・聖観音菩薩像を納める宮殿が安置されているが、これが新調されたことに伴う作画であった。浅草寺にとっては内々の仕事とはいえ、良雪の素性について一切の説明を加えず、手掛けた事実のみを淡々と伝えることから、書き留めた副住職の別当代にとってはすでに周知の間柄であったとみるべきであろう。

また、彩色は「幸田良泰」という「弟子」が行ったといい、良雪に門人があったことを記す点でも重要である。これまで、武蔵多摩郡関戸村（多摩市）の相沢五流（一七四六〜一八二二）が良雪に学び、寛政年間頃まで「関良岡」と名乗っていたことや、武蔵多摩郡小野路村（町田市）の橋本政常（一七六四〜一八一二）が「関良友」として作画活動を行っていたのが知られている。<sup>(29)</sup>一方、英一蝶の末流でその中興の祖であった高嵩谷の門人・観嵩月（一七五五〜一八三〇）が編纂した『画師冠字類考』「良雪」項には、

了月和尚を師とす。雪舟之風あり。関氏、延享寛延之頃、下谷坂  
本に住す。子が先孝・米儀斎昌伴、初良雪に画を学び、のち狩野  
涼眠貴信に学ぶ。良雪、号自然斎、紅蓮子、又無妻・無子・無財  
を楽しむ。印文に三楽の字あり。



図7 宝篋印塔（東京都台東区上野公園）

とあり、高月の父・米儀斎昌伴が良雪に学んでいたことを書き留める<sup>⑩</sup>。米儀斎昌伴は、上野池之端仲町にあった幕府御用達の小間物手遊類問屋・大槌屋の新井家に生まれ、のちに深川六軒堀で材木商を営んだ築島屋の坂本家の養子となっている<sup>⑪</sup>。この事実からすれば、養子となる以前の上野にあった時に、近隣の坂本町に通って関良雪に学んでいたものと推察される。

以上のことから、関良雪には複数の門人があったと確認でき、幸田良泰や米儀斎昌伴らは良雪の下谷坂本時代、武蔵多摩郡の門人は武蔵府中に戻った明和七年（一七七〇）以降の師事とみることができる。

関良雪と東叡山寛永寺の接点については、さらに上野忍ヶ丘にある精養軒の向かい、上野大仏が祀られる参道に建造された石造の宝篋印塔を挙げることができる（口絵6・図7）。

この宝篋印塔は、密教における金剛界曼荼羅の五智如来のうち、宝

生如来、阿弥陀如来、不空成就如来、阿閼如来の種字を円筒形塔身部の北側から時計回りに刻んでいる。ただし、本来は不空成就如来を北方に配すべきところが、現状は一八〇度逆になっているため、ある時期に境内の別の場所から移設された可能性もある。

八角形の基礎部分、格狭間の内側には西から時計回りに、

有一信士名

曰鹿島田左

内藤原常麻

呂也武州多

麻郡府中産

也性好丹青

之技為時人

見知号曰関

良雪也常尊

崇三寶夙夜

不懈因多年

懇願今茲建

寶篋印塔而

安厝陀羅尼

其為功德不

亦偉乎嗚呼

善哉此挙也  
有言之所不  
能盡者也世  
尊嘗深歎利

益布在方策

有得瞻礼者

破除煩惱速

證菩提伏以

此塔也諸天

衛護之亦奚

疑

宝曆癸未夏

五月

明禅院権僧

正覚深謹誌

と刻まれ、書き下して示すと次のようになる。

一信士あり。名に曰う、鹿島田左内、藤原常麻呂なり。武州多麻郡府中の産なり。性、丹青の技を好み、時人に知られるるところとなる。号に曰う、関良雪なり。常に三宝を尊崇し、夙夜懈らず。多年の懇願に

より、今茲に寶篋印塔を建て、陀羅尼を安厝す。その功德たるや、また偉ならずや。ああ善きかな、この挙たるや。言のよく盡さざるところのものあるなり。世尊かつて深く利益を歎じ、布いて方策に在り。瞻礼を得る者あれば、煩惱を破除し、菩提を速證せんと。伏するにこの塔を以てするや、諸天、これを衛護するもまた奚ぞ疑わん。

宝曆癸未夏五月、明禅院権僧正覚深、謹みて誌す。

この銘文を宝曆十三年（一七六三）に書したのは、寛永寺の子院・真如院の三世住持で、前年まで寛永寺の執当職を務めた明禅院覚深（二六九四～一七七六）である。<sup>②</sup>まさに宝曆元年、八代將軍吉宗薨去に伴う良雪の恩赦願を府中六社明神に提出したその人である。

この時点で良雪はすでに知られた画家となっており、一方で日頃から仏法を敬い、昼夜怠ることがなかったとの信心の深さについて触れる。宝篋印塔の建立は、ちょうど還暦を迎えた良雪の悲願といい、中に「陀羅尼」が納められたとしている。ただし、この善行は良雪の独力で行われたわけではなく、志を同じくして資財を投じた人物があった。

建立資貲

浅艸元旅籠町

飯山長三郎親廣

同所東中町

斎藤傳兵衛貞昭

同所田町

上村重兵衛母

妙應

下谷坂本

関良雪妻

淨因

これらの名は宝篋印塔を支える基壇の石組み最上部西側に刻まれる。上村重兵衛の母「妙応」については知るところがないが、一人は良雪の墓碑にも名がみえた妻の「淨因尼」、そして残る「飯山長三郎」と「斎藤伝兵衛」は、日頃から良雪の活動を支えた重要人物の二人である。

江戸の文化史において「飯山長三郎」と「斎藤伝兵衛」と言えば、むしろ明和八年（一七七二）に浅草神社の「三社船祭礼」を復興させたとして知られる二人である。その顕彰碑は、いまでも浅草寺伝法院の庭園に残っており、

推古帝三十六年春三月十八日此地漁人檜熊浜成竹成  
網得薩埵瑞像因安置焉今此金龍山 観音大士是也後  
三子没郷人崇其功以為鎮守之神今此 三社権現是也  
即以 大士出現之日祀之大森村漁人出船供祭儀是為  
常例其来尚矣蓋 大士出現之後地亦既為禁漁捕之域  
於是移漁人于大森村故如是矣雖無徵之文献而其存乎  
口碑了了乎千歳之後及至乎近世貧富異志寢有闕之有  
信士飯山氏斎藤氏憂之久因有欲復之之志不果而没其  
子飯山褒広斎藤季匹繼父之志相与謀之大森村漁人以  
償其費使出船之儀永世不絶嗚呼是事不廢則二子之功  
与其父之志伝之無窮而不朽哉聊記鐫石以示後來云爾

明和八辛卯年春三月

法眼伊蒿誌

（推古帝三十六年春三月十八日、この地の漁人・檜熊浜成、竹成、網得薩埵の瑞像を得、因て安置す。今これ、金龍山の観音大士これなり。後三子没し、郷人その功を崇めて以て鎮守の神と為す。今これ、三社権現これなり。すなわち大士出現の日を以てこれを祀る。大森村の漁人、船を出して祭儀に供す。これ常例と為し、その来尚し。けだし大士出現の後、地またすでに漁捕を禁じるの域と為す。ここにおいて漁人を大森村に移すこと、故よりかくのごとし。これを徴する文献なきといえども、しかしてそれ口碑に存し、千歳の後に了々たり。近世に至るに及び、貧富志を異にし、寝れてこれを闕くことあり。信士・飯山氏、斎藤氏なるものあり。これを憂うこと久し。因てこれを復さんと欲するの志あり。果たさずして没す。その子・飯山褒広、斎藤季匹、父の志を継ぎ、相与にこれを大森村の漁人と謀り、以てその費を償い、出船の儀をして永世に絶えざらんとせしむ。ああ、この事廢れずんば、則ち二子の功、その父の志ともにこれを無窮に伝えて朽ちざらんか。いささか記して石を鐫り、以て後來に示すのみ。）

天野栄卿善二子之意施良石

以鐫此文因併勒其名于碑陰

云

明和八辛卯年

三月十八日

御蔵前元旅籠町

飯山氏坂倉長三郎

源褒廣

東仲町齋藤氏

富貴利屋伝兵衛

源李匹

馬道丁

石工忠蔵

神田川

立方平六

中町氏

新六

と刻まれる(図8・9・10)<sup>33)</sup>この「三社船祭礼再興碑」は、もと浅草神社の境内に建立されたものであったが、明治二年(一八六九)の神仏分離によって現地に移された。ここでは三社船祭礼の由来を述べるとともに、江戸時代に入って途絶えがちであった船渡御の復活を強く願ったのが、飯山氏と齋藤氏の両名であったと記す。けれどもすでにともに没してしまい、その遺志を受け継いだ息子の「飯山褒広」と「齋藤季匹」が大森村の漁師と交渉し、費用の負担を申し出たことにより復興が叶ったとしている。

この飯山氏の「長三郎」と齋藤氏の「伝兵衛」はともに通称であり、宝篋印塔にも刻まれている。ただ、船渡御を復興した飯山氏と齋藤氏の諱はそれぞれ「褒廣」と「李匹」であるのに対し、宝篋印塔を建立したのは「親廣」と「貞昭」となっており、すでに世代が代わっている。

たと解釈できる。つまり、船渡御を悲願としつつも果たせずに亡くなった先代の飯山氏と齋藤氏こそ、良雪を支援して宝篋印塔を建立した「飯山親廣」と「齋藤貞昭」であったのである。

この両家は船渡御の復興だけでなく、長年にわたって浅草寺を支援してきた信仰心の厚い家系であった。『浅草寺志』には、

○十二燈 結界の東南隅に在。高四尺五寸、縦二尺七寸、横壹尺八寸、臺に卍字と輪宝と越置物に鑄る。銘に「飯山長三郎・齋藤伝兵衛」、(卷二「本堂」)

○石手水鉢 裏門の外。東壹間余りに在。縦六尺(下の方は貳尺八寸)、横貳尺九寸(下の方は貳尺七寸)、縁厚三寸七分、高壹尺九寸、上屋縦七尺七寸、横六尺、南面の銘「金龍山隨身門前盥漱浄水盤、安永六丁酉之年、当山觀世音千五十年法会供養之日、奉寄附之者也、春二月臨時連中」。東面の銘「飯山長三郎・齋藤伝兵衛・金井利兵衛」。(卷三「寺内 上」)

と認められるように、必要な什器を連名で寄進することもあった。<sup>34)</sup>

このうち、齋藤氏は当時としては莫大な利を得ることのできる職種のひとつであった両替商を営み、屋号を「富貴利屋」といった。『浅草寺日記』天明三年(一七八三)五月廿六日条には、

一 錢三百七拾メ四百三拾七文  
此金六拾式兩三分式朱

兩二五メ八百八拾八文かへ



图9 同 拓本



图8 三社船祭礼再興碑 (伝法院/東京都台東区浅草)

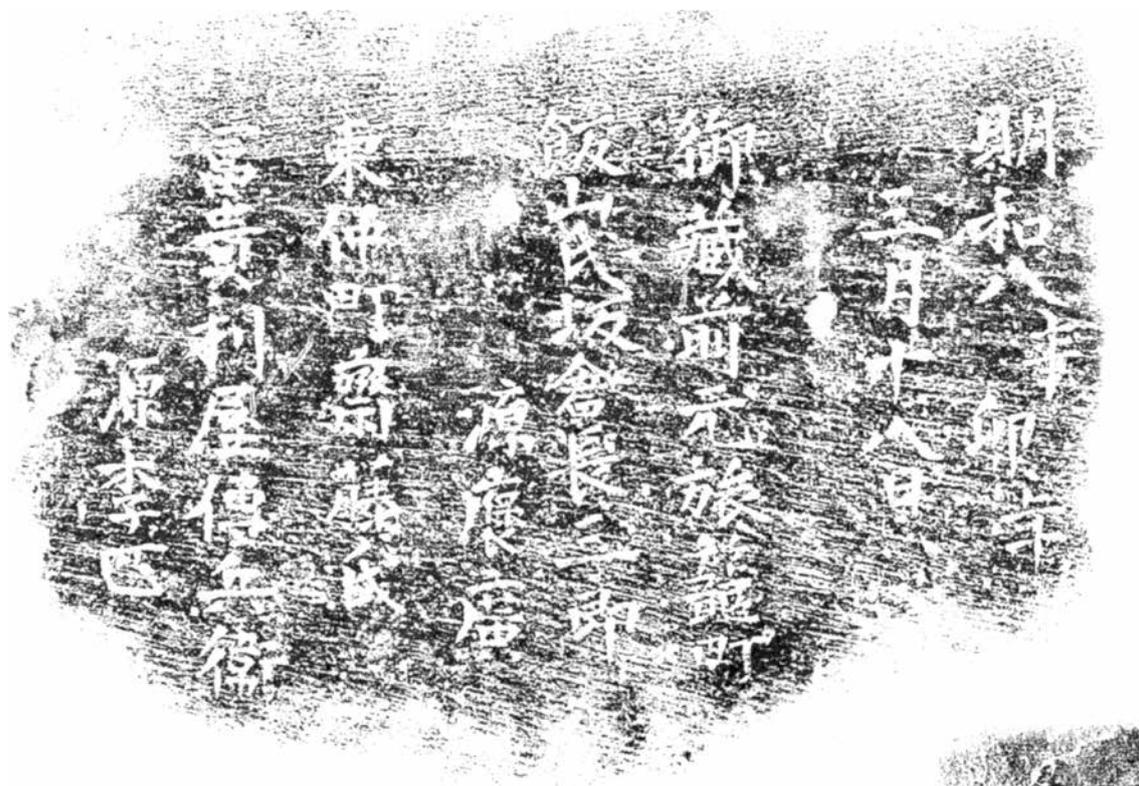


图10 同 拓本

とあり、浅草寺から囁かれて「散物銭揃」すなわち賽銭の集計を担っていたとわかる<sup>(35)</sup>。当時の江戸にあつて賽銭の額が最も多かったのが浅草寺であり、その両替を含めた財産管理を行なっていた可能性もみるべきであろう。

一方の「坂倉屋」との屋号を持つ飯山氏とは、蔵前で札差業を営んだ家系であつた。札差株仲間が幕府の公認となる享保九年(一七二四)、町奉行所に提出された名簿一〇九名のうち「坂倉屋長兵衛」を起源とする。文化十四年(一八一七)に扇谷定継らの札差によつて編纂された『札差事略』には、「坂倉長三郎」に関するいくつかの重要な記述が含まれる<sup>(36)</sup>。

①「同(宝暦五亥)十一月、坂倉屋長三郎、八重玉入二付、

御蔵停止御赦免願之扣(御蔵方之部 一)」

坂倉屋長三郎御赦免願

乍恐以書付奉願上候

一 是迄数度奉願上候坂倉長三郎御蔵停止之儀、何分御赦免被成下候様奉願上候、先達而茂奉申上候通、去ル戌十一月方永々引籠罷在候ニ付、御屋鋪様方御用立金之儀ニ付候而茂種々難儀成事共在之、金子才覚等之手筋ニ甚相障り迷惑至極仕候、其上乍恐極老之親共相煩罷在、旁以難儀至極奉存候、此段被為聞召分以御慈悲御赦免被成下候ハバ、惣仲間一同難有奉存候、以上

宝暦五乙亥年

十一月四日

惣仲間連判

②「同十二月、同断願所之扣(御蔵方之部 一)」

乍恐以書付奉願上候

一 去戌十一月十九日、御不勤百俵以下之玉振切候当日、札差坂倉屋長三郎方二三枚立之玉貳ツ有之候処、其節長三郎老父大病相煩、乍恐以之外及大切ニ当人者不及申上ニ、家内下代共迄忘却仕、同三人様御名前八重ニ相認、玉貳ツニ仕入レ申候而、残り御三人様之玉壹ツ入レ残り申候、勿論振り切り之日ニ御座候得者、乍存八重玉入可申様者無御座候ニ付、右入レ残り候玉之御手形三通奉入御覽御願申上候処、殊恐多申上事ニ者候得共、長三郎平生甚実躰成者ニ而、別而諸御役所向之儀、随分大切ニ相勤候者ニ御座候得者、前書奉申上候通、全老父大病ニ取紛心得違ニ者相違無之候、：

宝暦五亥年

十二月

惣仲間連判

御蔵

御役所

③「安永七戌七月、札差組合人数不同ニ付組直シ、仲間取メり組役被仰付、右六人名前其後病身病死等ニ而代り跡役被仰付年月名前并天明七未十二月組役且札差懸り名士衆兩人共御免以後相止之事(御番所之部 二)」

天明四辰年二月十八日、森田町貳番組方組役二成、天明七未年四月病死二付、跡役不被仰付以前一同御免二成、森田町三番組江入、代り 坂倉屋長三郎

④「同(天明七未)十月、先伊勢屋四郎兵衛病身に付、坂倉屋長三郎倅重三郎養子二貫、家業相続仕候処、長三郎病死、依之重三郎事当四郎兵衛儀、長三郎江養子二遣、先四郎兵衛実子亀三郎、四郎兵衛与改名御届書之留(御蔵方之部 四)」

乍恐以書付奉申上候

一 伊勢屋四郎兵衛儀病身二付、先達而坂倉屋長三郎倅重三郎儀養子二貫請、四郎兵衛与改名為仕、家業相続仕候、然所当四月、長三郎儀病死、後未相続人無之候付、此度重三郎事四郎兵衛儀、長三郎方江養子二差遣、則長三郎二罷成申候間、先四郎兵衛事助四郎実子亀三郎儀、四郎兵衛与改名仕、家業相続仕候、未幼年二付、伊勢屋久四郎儀、御役所御用向相勤申度奉存候、依之御届奉申上候、以上、

後見 伊勢屋久四郎印

亀三郎事 伊勢屋四郎兵衛印

前書之通相違無御座候、以上、

天明七未年十月晦日

御蔵

御役所

①と②は宝暦四年(一七五四)十一月十九日、まさに「御不動百俵

以下」の御家人へ蔵米を支給する振切日の当日、不手際が生じたことよって業務停止に処せられたとの内容を伝える。隠居した老父が大病を患ったことに取り紛れ、業務に支障をきたしたことによる処分であり、その一年後の翌五年、札差株仲間を通じて蔵奉行に赦免願が提出された。

③は札差株仲間の人数が変わったのにもない、組合の再編成が行われた安永七年以降の跡目相続時期を記したものである。さらに④は、その坂倉屋長三郎家における代替わりの詳細を記す。

札差仲間の伊勢屋四郎兵衛が病身であったことから、坂倉屋長三郎家当主の息子・重三郎が養子に入ったが、間の悪いことに天明七年(一七八七)四月に当主が病死し、相続人を欠いてしまう。そこで六ヶ月後、再び重三郎が長三郎の養子として坂倉屋長三郎家に戻り、家業を継ぐこととなる。一方の伊勢屋四郎兵衛家はまだ幼かった実子の亀三郎が相続することで、事態に収束がはかられたと伝える。

このうち宝暦四年末から翌五年の顛末を伝えた①と②の「飯山長三郎」は、宝暦十三年(一七六三)に関良雪の宝篋印塔を建立し、「三社船祭礼再興碑」が建立された明和八年(一七七二)時点ですでに亡くなっていた「親廣」であろう。一方、天明七年(一七八七)四月に病没したという③と④の「飯山長三郎」は、三社船祭礼を再興した「褒廣」とみられる。

「親廣」の跡を嗣いだ「褒廣」は、三社船祭礼再興の明和八年(一七七二)にはその臨時講中の頭取となっている。その関係もあり、輪王寺門跡の公遵法親王にお目見えする機会が与えられた。<sup>(37)</sup>

一 天明元丑年六月五日、神田川第六天神祭礼二付、上野准后宮

様上覽被仰出、浅草御藏中御門前江上覽所、上野方御取立被遊候、御休足所者中ノ口福祥院江可被仰付旨、臨時講頭取坂倉屋長三郎被召出被為仰付候二付、福祥院座舖向、其外諸所致修復候、尤當日ニ至り、仲間方世話人大勢麻上下ニ而上覽所御目通江罷出、祭礼役人其外見物之者共、無礼無之様差凶仕候、終日御機嫌克上覽相濟、還御之節、臨時講世話人共、御通掛ケ御目見、翌日坂倉屋長三郎被召出、御褒美被下置候、右之内臨時講世話人江金千疋、片町森田町両町江鳥目三貫ツツ、其外祭礼差出候町々江鳥目貳貫文宛被下置候、力持上覽可被遊旨、御好ニ付力持北濱喜太郎江申付、力持共召呼奉入上覽候所、御機嫌克、力持共江鳥目三貫文、当日被下置

安永九年（一七八〇）に輪王寺門跡を譲つて浅草寺伝法院に移つていた公遵法親王は、翌天明元年（一七八一）六月五日、藏前にある第六天神社（藏前一丁目）の祭礼見物に出かけ、札差の寄合場であった楫取稻荷神社内の福祥院（藏前二丁目）を休息所とした。この時、わざわざ福祥院を修復して法親王をもてなしたのが、坂倉屋長三郎こと飯山褒廣を代表とする臨時講中の世話人たちであった。翌日、褒廣は公遵法親王から召し出され、褒美を下されている。

さらに『浅草寺日記』の天明五年（一七八五）五月十一日条には、次のような記述も認められる。<sup>(38)</sup>

此間、京都より申来候准后様御染筆之義相尋候処、一向相見へ不申二付、先役真性院江右之趣尋遣候処、右御本紙飯山長三郎へ被下候旨、申来候間、則長三郎方江懸合候処、先年被下候間、私重

宝二仕置候趣二付、然者右本紙暫可預置趣、尤写取候ハバ相返し可被下旨ニ懸合遣候処、即刻持参

浅草寺に対し、輪王寺門跡と所縁の深い京都山科の毘沙門堂から公遵法親王の書跡についての問い合わせがあった。けれども、該当するものが一向に見出せず、その事情を知っていると申しき子院の真性院に尋ねたところ、それは以前に飯山長三郎に下されたという。そこで返納を求めて同人と交渉したところ、「重宝に仕置候」との返答があったため、その現物をしばらく借用して写し取ることにしたと記す。五月二十六日条には「飯山長三郎へ先達之御額字返ス」とあり、それが扁額であったとわかる。

以上のように宝暦十三年（一七六三）五月、関良雪は宝篋印塔を上野の寛永寺境内に建立したが、それは浅草御藏前元旅籠町の札差「坂倉屋」の当主・飯山長三郎親廣と、同じく浅草東仲町の両替商「富貴利屋」の当主・斎藤伝兵衛貞昭の賛同と支援をもってなされたものであった。両者はともに厚い信仰心を有し、寛永寺の支配下にあった浅草寺とも深い関わりを有したが、その後継が「三社船祭礼」を再興したように、実質的には両寺にとって大口の支援者であったとみることができるとみられる。

#### 四 府中善明寺の「宝篋印塔」と依田貞鎮

東叡山寛永寺の境内に宝篋印塔を建立した関良雪は、七年後の明和七年（一七七〇）によりやく許されて二十年ぶりに故郷の府中に戻り、終の住処を得ることになる。しばらくは平穩な日々を送ったみられるが、それから四年後の安永三年（一七七四）五月二十七日、苦樂を共にしてきた妻の「不失浄因禅尼」を亡くしてしまふ。そして、その翌年二月、良雪は近くの天台宗寺院であった善明寺にふたたび宝篋印塔を建立するに至った（口絵7・図11・12）。



図11 宝篋印塔（善明寺／東京都府中市本町）



図12 義性「造立宝篋印塔記」

善明寺造立宝篋印塔記

有一淨信居士姓藤原氏鹿島田名常麻呂字左内乃當國多麻郡府中産而奕世為奉本郷六所之神之士也其性敦厚質朴而常好丹青未而立之年辭職掛冠移居於江都寄寓市陌中三十餘年以術為世所知焉後更姓名曰関良雪自壯歲尊信釋門禮誦無懈年及古稀類覺悟世無常頓絶畫工之技退隱舊里從某師者受菩薩戒專修淨業日唱寶號以萬為課無復有他事矣友人飯山氏褒廣者稟性篤實亦深信三寶與居士成斷金誼矣居士内外資具托飯山氏隨有所須將採用焉實口大檀越也居士因多年懇願欲造建寶篋印塔於同邑善明律刹乃使飯山氏幹事也不日而成焉校其功德廣大難思曲載本經曰若是塔所在之處有大功勳具大威德能滿一切吉慶乃至應隨阿鼻地獄者若於此塔一禮拜一圍繞必得解脫皆得不退轉於阿耨多羅三藐三菩提是欲增其信聊拳一二以示焉耳願以此功德國家安寧親屬快樂以至法界有情

偕出苦域同生樂邦矣塔成請予開  
光供養及記其事因略述其顛末以  
應其需云爾時安永四年乙未仲春  
上浣於東叡山淨名精舍苾芻義性  
謹誌

以て、國家安寧、親屬快樂し、以て法界に至り、有情偕に苦域を出で、  
同に樂邦に生まれんことを。塔成り、予に開光供養及びその事を記さ  
んことを請う。因てその顛末を略述し、以てその需に應ずるのみ。時  
に安永四年乙未仲春上浣、東叡山淨名精舍において苾芻義性、謹みて  
誌す。）

(一) 淨信居士あり。姓は藤原、氏は鹿島田、名は常麻呂、字は左内。

普照了月和尚

すなわち当国多麻郡府中の産にして、奕世、本郷六所の神の土に奉ぜ

徧無為解脱居士

らるるところとなるなり。その性、敦厚質朴にして常に丹青を好む。

松溪院叡覺澄真社士

いまだ而立の年ならずして職を辞し、冠を掛けて江都に移居し、市の

伴松院覺珠芳善信女

陌中に寄寓すること三十餘年、術を以て世に知らるるところとなる。

不失淨因禪尼

後に姓名を更め、関良雪と曰う。壯歳より釋門を尊信し、禮誦懈るな

先祖代々三界萬靈離苦得樂

し。年、古稀に及び、頻りに覺して世の無常を悟り、頓に畫工の技を

願主

絶ち、旧里に退隱す。某師なる者に從いて「菩薩戒」を受け、専ら淨

鹿島田和泉藤原正常嫡子自然齋関良雪

業を修む。日に宝号を唱うこと万を以て課となし、また他事あること

幹事

なし。友人飯山氏褒廣なる者、稟性篤實また深し。三宝を信じ、居士

飯山長三郎

と断金の誼を成す。居士、内外の資具を飯山氏に托し、須ゆるところ

寛永寺子院・淨名律院の義性による「善明寺造立宝篋印塔記」には、  
府中に戻った明和七年（一七七〇）以降、良雪は絵筆を断って作画を  
行わず、仏道修行の日々を送ったとある。<sup>39</sup> 在家信者として梵網經に基  
づく十重四十八輕戒の「菩薩戒」を受け、毎日一万遍の念仏を唱える  
淨業以外は顧みなかったという。そしてここに良雪と同じく熱心な仏  
教信者で、「断金の交わり」を成した人物として挙げられているのが、

あるに随て、時採用せり。実に口大檀越なり。居士、多年の懇願により、

寶篋印塔を同邑善明律院に造建せんと欲す。すなわち飯山氏をして幹  
事となさしむるなり。日ならずして成る。その功德の廣大、難思の曲  
載を校す。本經に曰く、「この塔の所在の処は、大功勳ありて、大威  
徳を具え、よく一切の吉慶を満つるがごとし」と。すなわち至りて阿  
鼻地獄に応隨する者、もしこの塔に一禮拜一圍繞すれば、必ず解脱を  
得、みな不退転を阿耨多羅三藐三菩提において得、これその信を増さ  
んと欲す。いささか一二を挙げて以て示すのみ。願わくばこの功德を

んと欲す。いささか一二を挙げて以て示すのみ。願わくばこの功德を

増さんと欲す。いささか一二を挙げて以て示すのみ。願わくばこの功德を

「坂倉屋長三郎」こと飯山褒廣である。良雪とは晩年まで交際が続き、その生活とともに宝篋印塔についても支援者となり、建造に至ったことは明らかである。「一切如来心秘密全身舍利宝篋印塔陀羅尼經」に基づき、たとえ阿鼻地獄に落ちるような者であっても解脱を得て浄土に生まれ、国家安寧、親属快樂を得ることが期されたといい、その菩提を弔うために刻まれた名が、良雪の生涯に最も恩恵を与えた五人の恩人であった。

「不失淨因禪尼」は苦楽をともにして前年に亡くなった妻、「松溪院 飯寛澄真社士」と「伴松院 寛珠芳善信女」は父の鹿嶋田正常と母に相当する。「普照了月和尚」は、府中を所払いとなった後に生活の術を与えてくれた画の師である。そして二番目に挙げられる「徧無為解脱居士」とは、良雪の精神面を支え、生涯を通じての心の師であった太子流（靈宗）神道の思想家・依田貞鎮を指す。

依田貞鎮（一六八一～一七六四）は、字を伊織といい、戦国武将・北条氏照の家臣で、出生の地である武蔵府中の是政村を開拓した井田是政の子孫にあたる。『荀子』『宥坐篇第二十八』には、「それ水は大なり。徧く諸の生とともにして、しかも無為なるなり。」という子貢に語った孔子の語が認められるが、貞鎮はこれに基づいて自ら「徧無為」と号し、意図せずとも広く万物に生を与える「水」の徳を期した生涯を送った。九番目の末子として両親の介護に勤しんで娶らず、その合間に神儒仏の学問を独学で修得したという。父に続いて母を看取った享保五年（一七二〇）には故郷を離れて各地に遊学し、のちに江戸谷中に寓居を構え、学者として広く知られる存在となった。深く天台宗に帰依する一方、「神書」の『先代旧事本紀大成経』を探し求めたといい、享保十三年三月には撰津大和田（大阪市西淀川区大和田）の住吉神社

でついにその一部を見出すこととなる。

『先代旧事本紀大成経』とは、平安時代初期に成立したとされる十卷本の『先代旧事本紀（旧事記）』とは異なり、卷一「神代本紀」から卷三十八「聖皇本紀」までを正部、卷三十九「経教本紀」から卷七十二「国造本紀」までを統部とした七十二巻本を指す。聖徳太子の編纂とされ、神代七代から推古天皇までの歴史や祭祀について著述するのに加え、日本の文化や政治に関する起源などを「太占」「曆道」「詠歌」「憲法」といった詳細に分けて神道の立場から説明を加える。その主旨は聖徳太子の礼賛に重きを置き、日本の神道を根本、中国の儒教を枝葉、インドの仏教を花実とし、それぞれの長所を説きつつ、いずれも良い点を学ぶべきとした三教調和の思想を有する。ただ、本書が江戸前期に江戸宝町の書林・戸嶋惣兵衛から刊行された際、伊勢神宮から偽書であるとの訴訟が起こされ、それを持ち込んだ志摩国伊雑宮の祠官・長野采女（一六一六～一七八七）と上野国館林の黄檗宗寺院であった広濟寺の住職・潮音道海（一六二八～一六九五）は、天和二年（一六八二）ごろにともに流罪の刑に処せられている。出版は禁止、板木は破却される事件に発展したため、写本であってもその後の入手は困難となった。現在の研究では、その内容に志摩国の伊雑宮を天照大神奉斎の本宮とし、伊勢神宮より優位な立場にあるとする主張が認められることから、伊雑宮に関わる複数の人物によって江戸前期までに偽作されたと見做されている。とはいえ、日本の国体に沿う形で神儒三教調和の重要性を説き、広範な知識に基づいて緻密に編纂されるため、その後も神職や僧侶を始めとする識者に支持され続け、その秘伝性ゆえに熱狂的に信奉する者もあらわれた。

貞鎮はそもそも仏教や神道を排斥する儒教の朱子学に反感を持って

おり、三教調和の教えを説く『先代旧事本紀大成経』こそ日本の国体に合致した教えであると認識し、その祖述者となることを目した。それが時代の要請に応えただけでなく、その裏付けとなる広範な知識を有したこと、温厚で静かを好む人柄だったことなどから宗教者からも敬される宗教者となり、神社の祠官、浄土宗や天台宗の僧侶をはじめ多くの信奉者を獲得した。なかでも上野沼田藩初代藩主・黒田直邦（二六六六～一七三五）を筆頭に、長門萩七代藩主・毛利重就（一七二五～八九）、下総佐倉藩初代藩主で老中の堀田正亮（一七二二～六一）、丹波園部藩五代藩主・小出英智（英持・一七〇六～六七）など、高位にあつた大名からも強い支持を得た。加えて、自らの著作である『三種神器伝』と『從聖十宝伝』を桃園天皇（一七四一～六二）、『操觚勅成』二巻を八代將軍・徳川吉宗（一六八四～一七五二）に、それぞれの要請に応じて呈上している。

浄土宗における信奉者としては、特に増上寺第五十二世の貫主となつた道阿円宣（広蓮社統誉・一七一七～九二）が注目される。『三縁山志』「卷十檀林」のうち「第五十二主 広蓮社大僧正統誉上人道阿円宣大和尚」項には、

此頃谷中に依田伊織といへる（伊織翁は十八才より不姪不臥にして、毎朝本尊阿弥陀仏へ三菜の美膳を献備す。此時、師配膳料菜の役をつとめらる。翁、日課念仏三万遍、著書一千卷、目錄百卷、縁山経蔵に納む。妙誉大僧正（定月）の請招により、天神谷寮音寮に於て、神書講談、学頭智覚和尚を始、聴々衆につらなる。翁八十歳にして没故す。真道院徧無為解脱居士といふ。武蔵国府中の菽村律院に葬る。是遺言によれり。此後、統誉公、瀧山よりの

往来ごとに募參せらる。）神道の達士あり。是に随従する事六年、尚しばしば東叡山の学寮に入り、天台の部書を聴講す。翁の推挙により京地に至り、湛慧信培律師の門下に入りて律学規範を専行せらる。此時、律師門下数百の内にて慈光、篤平、培元、円宣を四哲と称譽す。未だ沙弥戒たりし時、依田翁、官金数枚を送り附して繪旨を拝戴せしめ、上人と号す。

とあり、貞鎮との関係が詳細に記される。増上寺第四十六世貫主・定月（觀蓮社妙譽・一六八七～一七七二）から招請を受けた貞鎮は、天神谷寮音寮で神書の講談を行った。これを機に、学頭の智覚和尚を始めとして学ぶ者が多くあらわれたが、なかでも円宣は六年間も師事し、貞鎮が奉じる阿弥陀仏への供え膳を日々用意したと伝える。その後、貞鎮の推挙で上京し、聖臨庵にあつた性激の門下・湛慧信培（澄蓮社忍譽・一六七六～一七四七）から律を学び、「上人」号の繪旨を朝廷から拝戴する際には貞鎮がその費用を工面したという。ここから、浄土宗においては関東十八檀林のなかでも最も多くの学僧を有した將軍家の菩提寺・増上寺と、特に深い関係を有したと判明する。

一方の天台宗においては、四十歳ほど年少であつた輪王寺門跡・公遵法親王とは特に親しく交わつたことが知られる。公遵法親王（二七二二～八八）は、享保七年正月三日に第一四代・中御門天皇の第二皇子として京都で生まれた。十歳で山科の毘沙門堂に入つて得度し、その門跡を嗣ぐこととなつた。同二十年（一七三五）、輪王寺門跡であつた公寛法親王の法嗣に定められ、日光新宮となる。元文二年（一七三七）には東叡山寛永寺へと移り、翌年三月九日、十七歳にして公寛法親王から職務を譲られ、輪王寺門跡第七世を嗣いだ。延享

二年（一七四五）五月と寛延二年（一七四九）四月の二度にわたって天台座主に補せられ、この間の五ヶ月は関東を離れて主に京都の旅館であった廬山寺で過ごししている。寛延二年七月には、皇后などの三后に准じる朝廷の称号「准三后（准三宮・准后）」が宣下されており、その後の資料にはしばしば「上野准后」の名で登場するようになる。宝暦二年（一七五二）八月二十三日、三十一歳でおよそ十五年間を務めた輪王寺門跡を公啓法親王に譲り、天皇から「隨意院」の号を賜って浅草寺の本坊・伝法院に隠居した。寛永寺にほど近い金龍山浅草寺は、貞享二年（一六八五）以来、輪王寺門跡が別当職を務めて支配した関係から、その伝法院は法親王隠棲の地となっていたためである。さらに宝暦四年には東叡山北麓の根岸別殿へと移り、同十一年からは京都山科の毘沙門堂で十一年を過ごした。明和九年（一七七二）七月十六日、後嗣の公啓法親王が四十一歳の若さで薨去したため、五十一歳となっていた公遵法親王が再び輪王寺門跡を嗣いで第九世となった。それはあくまでも暫定的な処置であったとみられるが、新宮の公顕法親王（公璋）が十七歳で亡くなるなど、ようやく次の公延法親王に譲って退く安永九年（一七八〇）までの間、実に八年を務めている。この隠居によって天皇から「隨宜楽院」の号を賜って浅草寺伝法院に移り、さらに天明二年（一七八二）には上洛し、山科の毘沙門堂に入った。そして六年後の同八年三月十五日、出生の地である京都において薨去し、六十七年の生涯を閉じている。

この法親王と貞鎮との交流は、輪王寺門跡を嗣いだ元文二年（一七三七）から宝暦二年（一七五二）の十五年に加え、その隠居直後から浅草寺伝法院と東叡山根岸別殿にあった宝暦十一年までの十年、およそ二十五年の間ということになる。府中市の善明寺にある貞

鎮の墓碑銘に「延享三年丙寅秋、東叡大王、特命撰之四天王寺、伝君所脩神事祭法、言念師標、忝賜衣冠、而褒飾焉」とあり、早くは延享三年（一七四六）九月、法親王が同じ天台宗の寺院で聖徳太子に所縁の深い四天王寺に対し、貞鎮から「神事祭法」を受けるよう下命したことが知られる（図13）。<sup>65</sup>これについて貞鎮は、著作の『空華集』卷之三「天王寺神道伝授」で詳細を記し、同年の正月に四天王寺の僧が谷中にあつた貞鎮の興雲閣を訪ね、「太子伝来之神道及神事祭法之軌式」を伝授するよう依頼したことが端緒であつたとしている。<sup>66</sup>七月には四天王寺を支配する輪王寺門跡の法親王から許しを得、九月一日から五日までの間、貞鎮が大坂の四天王寺に滞在して執り行つたと記す。

また、これに先立つ三年前の寛保三年（一七四三）冬、貞鎮はかねてから府中にあつた父祖伝来の土地を寺院にすべく望んでいたが、同じ府中の天台宗寺院・善明寺の証海から、同寺再建の名目で律院を建立してどうかとの提案を受ける。この時に重要視されたのが、東叡山寛永寺にあつた法親王から許しが得られるかどうかであつた。翌延享元年（一七四四）の仏誕日（四月八日）、善明寺は法親王の裁定によって寛永寺の子院・浄名律院の末寺に加入し、律範はことごとく比叡山の安楽律院の麾下に任すとの命が下つた。加えて法親王の「嚴命」により、先ごろ浄名律院に施入されていた六尺の阿弥陀如来坐像を善明寺に下げ渡すことが決定されるなど、破格の対応がなされている（図14・15）。<sup>67</sup>

貞鎮と法親王の関係がこれのみにとどまらなかったのは、貞鎮門下双壁のひとつであつた下野国太平山神社（栃木県平井町）の神主・青木対馬守政勝に関する記録からも判明する。『太平山社領由緒附（先師依田伊識門人祖父亡父）事歴条数書覚』から関連の記述を抜粋する



図14 善明寺（東京都府中市本町）



図15 公遵法親王「毗尼蔵」扁額（善明寺）



図13 依田貞鎮墓（善明寺／東京都府中市本町）

と、次のとおりとなる。<sup>(46)</sup>

- 一 寛保年中 社領由緒書段、准后宮様京都江御奏聞奉達、天朝依之祖父政勝位階昇進蒙勅許候事
- 一 延享元甲子年 依田伊織儀、太平山江招請、上宮皇太子伝来神事開闢執行候事
- 一 延享三丙寅年 撰州四天王寺、皇太子伝来之神道古より相承候処、中古廃絶ニ付、幸依田伊織貞鎮事相共修練之儀、被為聞召、同年七月双方江御奉書を以記立之儀、蒙仰神道伝授、其節、祖父对馬守政勝儀も伊織共に罷越出精候様、被仰付候事
- 一 延享四丁卯年八月廿八日 依田伊織并祖父对馬守、依嚴命上野於御殿神事執行、其節御拝覽被有在候事
- 一 寛延四辛未年三月 上野御殿御安鎮依田伊織江被仰付、祖父对馬守儀も出勤仕、伊織共に拝領物仕、御目見被仰付、御料理頂戴、其後对馬守儀、出府度ニ於御奥御目見被仰付候事
- 一 同年十一月 准后宮様蒙嚴命神仏一極之口決等、同月廿九日より伊織昇殿於御前御講釈奉申上候事
- 一 宝曆十一辛巳年二月六日 准后宮様依田伊織宅江御成被仰出、御染筆之御詠被下之、門人对馬守始其外共御目見被仰付候事、右御詠、府中善明寺にて秘藏罷在候
- 一 依田伊織宅において毎年夏至冬至両度、神事之節々、准后様より白銀貳枚宛、御備御代拝御差向被下置候事

まず、善明寺の改建と同じ延享元年（一七四四）、青木对馬守が貞

鎮を太平山神社に招請し、聖徳太子流の神事を執り行った旨が記される。この太平山神社の神宮寺は上野寛永寺の末寺にあたるためか、すでにこれ以前から両者の間に師弟関係があったと判明する。続く延享三年は先に触れた四天王寺における神道伝授についての記述であり、青木対馬守が貞鎮に従って大坂に赴いたとわかる。そして翌年の三月、上野寛永寺の輪王寺門跡において聖徳太子流の神事が執り行われ、さらに四年後の寛延四年（一七五一）三月には同所で「御安鎮」の儀式が行われた。この時、貞鎮と青木対馬守は法親王にお目見えし、料理まで下されたと記す。以降、青木対馬守は江戸に出るたびに、法親王のお目見えに預かったという。同年十一月二十九日からは、法親王の「嚴命」によって昇殿を許された貞鎮は、御前において講釈を行い、尋ねられたことに答えるかたちで「神仏一極」の口決など十二条を言上した<sup>(49)</sup>。さらに宝暦十一年（一七六一）二月六日には、法親王自らわざわざ足を運んで八十一歳と高齢に達していた谷中の貞鎮邸を訪ね、御詠歌を染筆して下されたと記している。貞鎮に対する法親王の親炙ぶりは次の記述からも窺え、貞鎮邸において神事が行われる夏至と冬至には、代参者が訪れて白銀二枚とお供えを下されたとする。中元や歳暮などの節目に白銀が下される例は、妙法院宮真仁法親王と画家の円山応挙の関係においても認められ、弟子からの師礼をあらわすものとみて間違いなからう<sup>(50)</sup>。

このように法親王が輪王寺門跡を嗣いでから五年後の二十歳過ぎから、四十一歳年長の依田貞鎮と親しく交流を持ち、太子流（靈宗）神道にまつわる師弟関係を結ぶほどの間柄となった。ただし、貞鎮にはそれ以前から天台宗との深い関わりがあり、すでに法親王との関係も早い段階で用意されていたとみる事が可能である。

貞鎮の著作『空華集』巻之五「善明寺改建記」で、自分は父・井田義政の九番目の子といい、さらにその兄弟について、三、六、八番目は男子であり、それぞれ出家して天台僧になったと記している<sup>(51)</sup>。三番目の兄弟を梵輪独立といい、寛永寺子院・福聚院の智英について出家した。のち比叡山安樂律院の中興の祖である慈山妙立（一六三七～九〇）に従って受戒したが、若くして亡くなったという。すぐ上の兄である八番目を祥運亮巖といい、伯父であった寛永寺子院・護国院の亮順について出家した。のちに和歌山円珠院の住職となり、さらに東叡山浄名律院の智堂から八戒と菩薩戒を授かり、近隣寺院の僧になったとする。そして、なかでも重要なのが六番目の真純義存（一六七三～一七二四）である。日光山教城院の天順について出家し、兄と同じ慈山妙立に従って受戒した。その後、各地を遍歴し、黄檗宗の渡来僧であった千杲性佞（一六三六～一七〇五）に参禅したという。貞鎮が「善明寺改建記」を著した延享四年（一七四七）九月時点で寛永寺子院・津梁院の住職といい、『東叡山子院現住脈記』『真如院』の「第二世大僧都義存」項によれば、その住職となったのは享保六年（一七二二）二月のこととしている<sup>(52)</sup>。同じ『空華集』巻之一「夢感編」中の「石峰禪師ノ遺偈夢感」には、「享保六歲次辛丑十一月二十八日、武野の隠士柳生風解脱居士、東叡津梁の寓居に書す。」と與書にみられることから、貞鎮は母親を看取った翌年、津梁院の住職となったばかりの義存のもとに身を寄せていた事実が判明する。なお、上野忍ヶ丘にある関良雪建立の宝篋印塔に銘文を寄せた明禅院覺深（一六九四～一七七六）は、この義存の門人であり、一方、良雪の自画像に賛を加えて「吾院の傍に隱棲」と記した慈空（一七一五～九八）は、貞鎮の著作『山王一実神道秘録』を書写して世に伝えた人物であった。

このように、そもそも関良雪と天台僧との関係は依田貞鎮の人脈で結びついたものであり、特にそれは天台僧のなかでも比叡山の安楽律院復興に関わった妙立慈山（一六三七〜九〇）、靈空光謙（一六五二〜一七三九）、玄門智幽（一六六六〜一七五二）の流れを汲み、戒律を重視する安楽院流の僧が多かったと判明する。貞鎮の兄・義存が靈空光謙の師である安楽院流中興の祖・妙立慈山に従って受戒したのは先に触れたとおりだが、貞鎮が府中にあった父祖伝来の土地に善明寺を移して律院とし、比叡山安楽律院の末寺としたのは、兄からの影響もあつて僧侶が重視すべきは戒律であるとの信念を抱いていたためであつた。ある人物から発せられた「なぜ今、律院を建立するのか」との問いに対し、

戒律は諸宗僧徒の常なり。無戒、破戒は僧宝にあらず、また国を潤す善人にあらず。四民に外して国功を費すなり。然るに時、澆季に当り、聖を去ることや遥かにして、方袍円頂の士、悠悠泛々として竟に出家は何事を為すということを知らず。往々に塵縁に干渉し、動もすれば経律に違ふ者のあり。律範儀軌はことごとく如来より出て、二部の僧はことごとく如来の真子なり。戒律捨てて行わざることあるはそれ天魔か、それ外道か。仏乗于紀、乱常の人なり。律院を開創するのゆえは、それここに在り。

と、貞鎮は答えている<sup>(53)</sup>。受戒しているのは僧侶の常だが、平和な今という時代にあつては、出家といつても僧侶として何をすれば良いのか理解していない者が多い。俗世の問題に干渉し、場合によっては経律に違ふ者さえいる。戒律を捨て、それを守らない者は天魔か外道であ

り、その乱れた状況を糺すために律院を建立するのだという。それゆえ、善明寺の開基として、第一世を安楽律院の復興に関わった靈空光謙、第二世をその後を嗣いだ玄門智幽としたのも、その思いからすれば当然のことであつた。

安永四年（一七七五）二月上旬、関良雪は依田貞鎮が律院として改建した善明寺に、同人の名を刻んだ宝篋印塔を建立した。善明寺改建はそれを遡ること三十年前の延享元年（一七四四）であり、まさにその翌年に府中を所払いとなつた良雪は、ただちに寛永寺の子院・寿昌院の傍であつた下谷坂本町に住み着いている。これは単なる偶然ではなく、坂本町には「東叡山領」あるいは「上野抱屋敷地」と呼ばれた寛永寺ゆかりの土地があり、すでに貞鎮とその兄・義存、さらに輪王寺門跡・公遵法親王との結びつきが確立されていた時期でもあつた。「造立宝篋印塔記」にみる「徧無為解脱居士」の名は、貞鎮と深い関係を有した天台僧の存在があつたからこそ、良雪が生きながらえることのできた証とみることができるといえる。

## 五 臨濟僧・東嶺円慈の神道伝授と「神伝秘軸」

近世臨濟禪中興の祖である白隠慧鶴（一六八六〜一七六九）の法嗣で、「二神足」と称されたうちのひとり東嶺円慈（一七二一〜九二）は、若い頃から一宗一派にとらわれず、当時に活躍した慈雲飲光（一七一八〜一八〇五）などの優れた仏教者を歴訪した。元文二年（一七三七）、出家の契機を与えられた古月禅材（一六六七〜一七五一）を日向の大光寺に訪ね、「世に大成経というものあり。大いに吾が道を扶く。汝等、余力あらば、すなわちよろしく学ぶべし」と伝えられた十七歳以

降、ずっとその言葉が心に引っ掛かっていたという。

その後、東嶺は『先代旧事本紀大成経』の全貌を把握したいとの悲願を持ち、その追究に精力を傾けていたことが東嶺門下・大観文珠（一七六六〜一八四二）によって編纂された『東嶺和尚年譜』に綴られる。四十四歳となった明和元年（一七六四）、縁あって『先代旧事本紀大成経』の破却騒動に関わった長野采女から七世の伝承者という甲府接心庵の臨濟僧・白翁から、その一部の「三部神伝」を伝受した。ほどなく白翁が遷化したため、東嶺は大いに失望するが、その四年後の明和五年には京都吉田神社の神職とみられる小谷青斎と、以下のような問答を交わした。「我が国の神道は混乱して正統を失っています。その皇道の基本を示した『先代旧事本紀（大成経）』は隠されてしまい、行方を聞くことがありません。」と述べた青斎に対し、「『大成経』は確かに幕府によって発刊が禁止された。ただ、あなたは神職であるのに、これを求めるのに手をこまねいているだけなのか。」と東嶺が尋ねる。そこで青斎は涙ながらに「それは権力者が目に触れないようにしているのであり、あなたのように著名な和尚がこれを世に出さないで、いったいいつを待てば良いのでしょうか。」との思いを伝えたという。この時、東嶺ははじめて依田貞鎮の「秘訣」を伝承する東叡山寛永寺の光潤という僧の存在を知り、房総あたりに謫居していることを耳にしたのである。同年十二月には、近江永源寺の第一三世となった臨濟僧・天巖文聡（?〜一七八一）から「灌水伝」と「三部口訣」を受けているが、この天巖も貞鎮から神道伝授を受けたひとりであった。

それからさらに三年後の明和八年（一七七二）、「爾後、兼ねて神道を弘む」と年譜に記されるように、ついに貞鎮の「神伝秘軸」を伝受

した太子流（靈宗）神道の継承者・光潤への足がかりを得ることとなる。

たまたま玉田翁の邀めに依りて東都に出で、専ら光潤律師の行李を問う。一日、因に浅草智芳尼、師を請す。尼、嘗て師の教えを受け、法華八軸を書写し、これを呈示して標題に請う。師、遂に題を書して嘉尚す。また問うて曰く、「この家、通代大徳高僧の芳尋すること多し。不審、神人・依田氏の高弟光潤律師なるもの、来ることあることなしや。」と。尼、頃間思惟して云く、「これ必ずまさに東叡山律院光潤沙弥なるべし」と。師、所由を問う。尼云く、「沙弥、嘗て公訴の難に罹り、今また豆の熱海の郷に謫居せり。はじめ謫せられし時、依田氏の門人・関良雪なるものあり。無私の災に遭うを聞いて、彼の神伝秘軸の滅没するを思い、陰に某甲の蔵中に秘在す」と。師、これを聞いて大いに喜び、斎藤・飯山の二氏の紹介を請うて書を熱海に達す。沙弥はもとより師の名を聴く。ここに信を得て、日に謁うことを望む。

浅草の智芳尼に招待された東嶺は、「法華八軸」に標題を書すことを依頼された。この時、「この家には大徳高僧が多く訪ねて来ているようだが、依田氏の高弟という光潤律師が来られたことはあるだろうか。」と尋ねたところ、智芳尼が「光潤沙弥はかつて「公訴の難」に遭い、今は伊豆の熱海に謫居しておいでです。この時、その「神伝秘軸」が減んでしまうことを憂えた依田氏の門人・関良雪という方が、それをある人の蔵中に秘されたのでございます。」と答えた。東嶺はこれを知り、大いに喜び、斎藤氏と飯山氏に仲介を頼んで熱海の光潤に書簡を届けてもらったと記している。

ここには貞鎮から太子流（靈宗）神道を継承した光潤（？）一七七三）が「公訴の難」の遭った際、その「神伝秘軸」が失われてしまうのを恐れて保護に尽力したのが、まさに関良雪その人であったと書き留めている<sup>(55)</sup>。さらにこの光潤の居場所を知る人物で、仲介役となったのが浅草の斎藤伝兵衛と飯山長三郎であったと記す。このように江戸の寺史や地誌とは無関係の資料に、関良雪、斎藤伝兵衛、飯山長三郎の三者が認められるのは極めて重要であり、依田貞鎮伝来の太子流神道にまつわる支援者として、彼らが重要な役割を担っていた事実が明らかとなる。

ついに翌年の安永元年（一七七二）、東嶺は熱海の興雲庵において光潤と面会し、依田貞鎮が伝えた秘伝を伝授されることとなる。

師、歳五十二。春三月、名を温湯に託し、熱海興雲庵に造り、光潤沙弥に謁す。沙弥、欣然として出で迎う。座に就いて俱に神乗を談ず。沙弥、掌を拊ちて嘆じて云く、「師は再来の人なり」と。ここにおいて解脱居士所伝の秘軸、両手に分付して了る。師曰く、「我、図らずも居士の芳躅を汚し、方に今、神典を秘すといえども、灌伝の大事、またいまだその妙処を尽くさず。請う、沙弥これを図れ」と。沙弥云く、「灌伝の大事はそれ広、それ大なり。その師命を得、その司職を聚めざればこれを全うすることあたわず。」と。師曰く、「しからは則ち師命に堪える者ありや」と。云く、「居士、授灌の高弟二人あり。一は青木対馬、一は世古浄太夫なり。余は知る者なし」と。師曰く、「危かな、神伝、まさに泯んとす。我嘗て聴く、山田左近なる者、居士門下の雋傑なりと。何を以てこれを斥く」と。

宗教者としての東嶺にとつては、生涯において最も重要な神道伝授となった。ただし、光潤はこれが全てではなく、さらに高度な灌伝の大事を受けるためには、貞鎮から許しを得た高弟の青木対馬守か世古浄太夫でなければ全うすることができない、と付け加えている。これに対し、山田左近という者も貞鎮門の俊傑と耳にしたが、なぜその名を挙げないのか、と東嶺が尋ねたところ、光潤はその豪気さゆえに人品に問題があると返答している。後日、東嶺は青木対馬守が神主を務めた上野国の太平山神社、同じく山田左近のあつた上野国の足利八柵、さらに伊勢神宮の御師とみられる世古浄太夫家をそれぞれ訪ね歩き、「神伝秘軸」の多くを伝受するに至った。

この時、東嶺が光潤から伝授されたとみられる秘伝のひとつ、『静心秘伝（靈宗静心伝）』の一書が早稲田大学図書館に伝えられている<sup>(56)</sup>。本文の「静心修法跋」にみる奥書には、

右静心秘傳呪象従長野氏某面受畢

歳享保九甲辰十一月初八日

柳生風貞鎮

とあることから、「柳生風貞鎮」こと依田貞鎮が享保九年（一七二四）の四十四歳時に、長野采女の末裔から伝授されたものと判明する。さらに本書自体の奥書には、

恭く居士の別記を考うるに、年十五にして父の属を受け、清修独負にして酒肉葷を食わず。夜ごとに六所宮に参籠して神の正伝

を祈ること、およそ二十年と云う。今十五より算えて二十に至るは、即ち四十四（三十四？）なり。またこの静心伝を長野氏に受く。同にこの歳に当たる。然らばすなわち居士、神の正伝を祈るの靈験、まずこの法を得ること必せり。

また聞く、居士、臥单を展ぜざること四十年余りと。これすなわち居士、この法を伝得て合わず、昼夜、精修刻苦し、脇して席に着せずに至る者か。居士の智徳、群を超え、寿福、類を出づ。王公侯伯、敬仰して神のごときものはみな、この法、篤修の中より出づるのみ。

予、光潤師の始末を談ずるにより、始めて静心伝の名を聞く。神威、予が胸天を感動すること数次、いまだこれを知らずといえども慕て止まず。潤師曰く、「この小巻は居士最上の秘奥なり。入室の弟子、これを得て伝うる者なし。禪師の懇請、我れあにこれを惜まんや」と云て、遂に授与し了れり。予、頂受して欽行す。この呪象を観するに、誠に神道正行の基本なり。皇天のいわゆる天をして我と為さしめ、我をして天と為さしむるの教、この静心伝を以て透徹すべきものなり。これより毎晨、精修して怠らず。茲に青木政勝の長男・政芳、弱冠にして父の業を継ぎ、久しくせずしてその遠逝に遇う。ここをもつて器いまだ熟練に及ばずといえども、すでにこれ神伝正統の種艸なり。よつて一本を写て、密かにこれを授け了んぬ。

伏して請うるに、身、潔斎にあらずんば、乱りにこれを修むることなかれ。好時を得るごとに別して行齋を設け、或は一日一夜、或は三日三夜、或は七日七夜、忘穢潔淨にして心を盡して精修せよ。もしこの制を守て信解、神に入らば、必ず居士の智徳寿福を

得ん。また足を翹てて埃つべし。囑々。

とあるのに加え、末尾には、

安永六年丁酉八月

圓通山主東嶺豊三魂命書

恭授青木政芳祭主了

□（白文方印「圓慈」） □（朱文方印「東岑」）

と署される。

印影が伴うことから、本書は安永六年（一七七七）に書写された東嶺の自筆本と認められる。貞鎮の年齢に関する一部には東嶺の誤解がみられるものの、安永元年（一七七二）三月に光潤から伝授された「最上の秘奥」としており、本書自体はそれから五年後の同六年八月、太山神社の神主であった青木対馬守政勝の長男・政芳に書き与えられたものと判明する。

関良雪が守り伝えた「神伝秘軸」とはこのような神書の類であり、ほかに心の状態を図で示した卷子本の『天体靈魂図説（実書靈宗伝）』などを想定することができる。<sup>(86)</sup>

## 六 「安楽律騒動」と関良雪

東嶺円慈は極めて細い糸を辿りつつ、貞鎮が伝えた太子流（靈宗）神道の多くを伝承した。ただ、光潤が「公訴の難」に遭遇し、関良雪が「神伝秘軸」を秘蔵して守り伝えるようなことがなければ、これほ

どの苦勞は要しなかつたはずである。ではいったいこの「公訴の難」とは何を指し、公潤と良雪はどのような状況に巻き込まれてしまったのか。

江戸時代になると、仏教の諸宗派において次第に僧風の乱れが蔓延していくが、一方でその状況を正すべく戒律を重視し、日々の生活に厳格さを求める運動が広がりを見せる。天台宗では輪王寺門跡第五世・公辨法親王（一六六九～一七一六）の保護を得た靈空光謙（一六五二～一七三九）が、師の妙立慈山（一六三六～九〇）を開山とし、比叡山横川の飯室谷にあった安樂院を律院として復興する。これは中国北宋時代初期に活躍し、性悪説を強調した四明知礼（九六〇～一〇二八）の天台学を鼓吹することにより、頽廢した天台教学の綱格を正そうとしたもので、一方で『梵網經』に基づく「大乘戒（円頓戒）」または「菩薩戒」と呼ばれる十重四十八輕戒に加え、出家して僧侶の集団・僧伽に入る際に受けるべき『四分律』に基づいた「具足戒（小乗戒のひとつ）」<sup>②</sup>二五〇戒の両方を兼修すべきとの主張であった。この運動は輪王寺門跡第六世・公寛法親王（一六九七～一七三八）と第七世・公遵法親王（一七二二～八八）によっても強く支持され、まずまずの広がりを見せていく。けれども、宝暦八年（一七五八）、続く第八世となつて六年を経た公啓法親王（一七三二～七二）が、突如としてこれらの律院を「一向大乘寺」と改称し、律僧数百人を比叡山、東叡山、日光山の各本山やその末寺から追放する事態となつた。結果として、五十数カ所もあつた律院はすべてもぬけの殻になつたという。この逆転劇の急先鋒となつたのは、戒律の大小兼学が伝教大師最澄の教えに背くものであるとし、以前の「大乘戒」のみに戻すことを唱へた円耳真流（一七一～七四）であつたとされる。ただし、依田貞鎮

が府中の土地を善明寺に改建した延享二年（一七四五）、最初の輪番住職となつたのがこの真流であつたという事実にも着目すべきであろう。<sup>③</sup>多くの律僧が貞鎮を信奉し、『先代旧事紀大成経』に基づく太子流（靈宗）神道が天台宗における戒律復興運動の思想的裏付けとなっている状況を目の当たりにし、その強い影響力を排除する意図もあつたと考え得るからである。

こうして追放された僧侶たちは、自らを「退散律僧」や「安樂院一派」などと呼んだ。そのうち泰巖、智巖（義性）、玄明、大洞、光潤、恵麟、恵教という七人の僧が惣代としての役目を担い、決定を覆すべく江戸へ下つて老中や寺社奉行へ訴訟に及ぶ事態へと發展する。それは十五年の長きに渡り、彼らは苦節を味わいつつ逆境を生きることとなるが、その顛末は非常にあつけなく迎えられた。明和九年（一七七二）、公啓法親王が四十一歳の若さで薨去し、ふたたび公遵法親王が輪王寺門跡を嗣ぐこととなつたのである。これにより、追放された僧侶は赦免され、対立勢力を処罰することで事態に收拾がはかられた。

この近世の天台宗を揺るがした戒律復興（復本）運動の最中に起こつた内紛を「安樂律騒動」と称す。そしてこの渦中において、「退散律僧」が老中や寺社奉行に対して起こした訴訟騒動が、「公訴の難」と呼ばれたわけである。「安樂律騒動」は天台宗内部での紛争ととらえられているが、実はそこに依田貞鎮が祖述した太子流（靈宗）神道も深く関わっていた。それゆえ、この渦中にあつた関良雪は「神伝秘軸」を守らなければならぬ事態へと發展するのだが、この間の詳細については比叡山安樂律院に伝わつた文書から窺える。<sup>④</sup>

宝暦八年（一七五八）に追放されて江戸で訴訟に及んだ七人の惣代は、当初、本郷金助町（文京区本郷三丁目）の旅籠・邑楽屋谷右衛門

を宿とした。ただ、その後に惣代の泰巖から安樂院派長老に宛てられた書簡に「谷中も旅宿の事故、何角依田氏世話ニ罷成、」とあることから、早い段階で依田貞鎮の世話により谷中に移り住んだと判明する<sup>(62)</sup>。江戸に出た直後の宝暦九年三月二十八日、彼らは早々に寺社奉行へ訴え出たものの、その訴状は取り上げられなかった。そこで大胆にも老中に対して籠直訴に及んだのだが、興味深いことに、その老中こそ貞鎮を信奉する堀田相模守正亮だったのである<sup>(63)</sup>。貞鎮は天台宗における戒律の兼学を支持し、全面的に「安樂院一派」を支援していたらしく、惣代の書簡にも通称の「伊織」という名でしばしば登場する。

妙道和尚御遷化、御同然残念ニ奉存候、此間伊織も老病、余程草臥之様子ニ有之候、何とぞ復本相濟候迄、無何事居被申候様ニ仕度奉存候、善明寺ニ居候僧達、伊織頼ニ而彼寺ニ安住致候、

(宝暦十二年八月五日付泰巖書状)<sup>(64)</sup>

宝暦十二年、谷中にあった貞鎮はすでに八十二歳の高齢に達し、かつ病に臥せていた。惣代たちは、なんとか戒律の兼学が認められ、「安樂院一派」が復帰するまでの間は無事にいて欲しい、とその支援に応えようとした。実際に貞鎮の影響力は強かったらしく、その肝煎りで改建された府中の善明寺は律僧の追放を免れていたのである。

尚々、依田伊織事、持病積ニ而、正ク重ク候ハ、当月初メヨリ之事ニ御座候、拙子杯も、十四日ニ見舞、病床ニ臨、対面仕候所、殊外慥成趣ニ而、中々急ニハ有之間敷と存じ候所ニ、十七日昼過、静ニ命終被致候、火葬ニ仕、善明寺へ明日遣候而、彼寺へ塔を建

候由ニ御座候、

(明和元年三月二十日付泰巖書状)<sup>(65)</sup>

けれども彼らの願いも虚しく、ついに明和元年(一七六四)三月十七日、貞鎮は帰らぬ人となってしまい、遺体は茶毘に付されて善明寺に遣わされた。この間、貞鎮の世話をしていたのが、その後に東嶺円慈へ太子流(靈宗)神道を伝授することとなる惣代七人のひとり光潤(?-一七七三)であった。

一、光潤事、先達而御聞可被成候依田伊織跡式之事ニ付、智清尼与申老ばニ御座候、伊織命終後、外へ参候ニ付、伊織方之遺金百両并ニ遺状外ニ五拾両、伊織へ存生之内預り候処、遺状并五拾両之証文ヲ光潤取かくし候而、相渡不申候間、御吟味被下候様ニ与、町御奉行依田豊前殿へ願出候故、去冬霜月比方切々双方共ニ御吟味有之候而、智清尼申分一向ニ無証扱与申事ニ而、本体ハ大方相濟候処、又々種々申募候故、豊前殿被申候ハ、ばば其方も最早七十二及候而入籠ニ致候ハバ、殊外難義之事故、能々料簡致候様ニ与被申候得バ、夫は御無慙之被成方杯与申候故、豊前殿も殊外腹立ニ而、先月十六日ニ挙り屋へ被遣候、：持齋之事故、伊織門弟共殊外氣之毒存候故、日々早朝ニ食物贈被申候、：此ばばニハ、信州善光寺へ中清善院并ニ上野大慈院ニ老人、此等ばば俗縁与申立候而、毎度町奉行所へも罷出候由、此節之事故、於上野茂能々申含候而邪魔致、光潤ヲ取のけ候謀計与相見候、爾共共、本体ニ別条ハ無事ニ候、当六日双方共ニ御呼出、青木対馬守・同左京・鹿嶋主馬・真如院住忍房等罷出候処、誤り入候而、ばば年寄老忘致候而、無調法申上候間、何分御咎被下候様ニ与申候由

二御座候間、余り手間取も不仕相済可申候、

(明和二年六月七日付義性書状)<sup>(66)</sup>

一、大慈院ヲ御使ニ而、光潤永牢致候様ニ被成度御頼思召候、豊前殿被申候ハ、重キ御頼之事ニ御座候故、御受仕度候得共、此之義ハ御政道ニ預り候事故、何分御政道之通りニ取計い致候事ニ御座候間、御断り申上候、

一、泉龍院四度迄豊前殿へ参候処、：取合不被申由ニ御座候、豊前殿ハ竹ヲ破り候様之氣質ニ而、物之曲ラヌ人之由、只役人共不宜、四五百両ハ御遣与風聞致候、坊官も三四度も参候由、夫故末々之軽キ牢役人迄も重キ御君之尻持有之与風聞致、外聞不宜候、

(明和二年六月頃義性書状)<sup>(67)</sup>

光潤事、七月廿七日御呼出、豊前殿御免之段、直ニ御申渡故、直ニ寺社奉行衆不残并ニ執当へも、右之通、光潤直ニ参相届ケ、余りはりやいも無之程ニ相済、何も大悦致候、爾共、牢居久敷難儀故、只爾今服薬・保養致候。御門主ニハやれ油断者て、駕籠ぬけせられたハ残念成与て、俄ニ訶利帝母之修法御執行与致沙汰候、是耳ナラズ、外々之御荷担之者共之面々モ無油断、常々二種々修法有之由ニ御座候、(明和二年九月二十一日付義性書状)<sup>(68)</sup>

貞鎮の死は、「安楽院一派」にとつては大きな痛手となった。といふのも、対立派の攻勢が次第に強まりをみせることとなったからである。こともあろうに、光潤がともに貞鎮の世話をしていた智清尼から訴えられてしまう。その言い分は、貞鎮から譲られた百両と自身が預

けていた五十両の計百五十両を光潤が隠して渡さない、というものであった。貞鎮没後十一月頃から吟味が始まったが、智清尼側にもったく証拠がなかったため、惣代たちは簡単に収拾するものと高を括っていた。ところが智清尼が改めて言い募ったため、町奉行も両者を収監せざるを得なくなったのである。光潤は明和二年(一七六五)五月十六日に収監され、六月六日にはその擁護のため、貞鎮高弟の青木対馬守政勝と息子の左京政芳、さらに関良雪の縁者と思しき鹿嶋主馬などが陳情に訪れている。

このような事態に発展したのは、背後に対立派が暗躍し、そのうちのひとり大慈院の乗鎧らが縁者であった智清尼をたきつけ、光潤を取り除くために「永牢」を企てた結果と惣代たちはみた。さらにその思惑を遂げるため、町奉行の依田豊前守政次を取り込むべく、泉龍院の栄応らがたびたび働きかけた。けれども、豊前守は竹を割った性格の人で事を曲げようとしなかったため、やむなく役人を取り込む方策に切り替え、賄賂として四五百両を遣わしたと記している。結果として対立派の運動は功を奏さず、収監から二ヶ月後の七月二十七日、豊前守から呼び出された光潤は晴れて無罪と言ひ渡された。惣代の義性は「安楽院一派」の長老に宛てた書簡のなかで、公啓法親王の油断によって光潤を取り逃がしたため、その悔しさを晴らす目的で敵の調伏を意図した「訶利帝母法」のほか、様々な修法が執り行われるだろうと綴っている。

その予感的中し、事態は悪い方向へと転がり始める。二年後の明和四年四月にはさらに対立派の攻勢が強まり、「一向大乘寺」の復興に賛同するかどうかという踏み絵を踏ませ、「退散律僧」を支持してこれに調印しなかった比叡山と東叡山の十二ヶ院の僧侶に退院を命

じ、日光を含む三山に入ることも禁じた。続く閏九月十四日には、亡くなった泰巖を除く六人の惣代が寺社奉行から重追放を言い渡され、関東近畿の諸国、東海、木曾の両街道、各々の生国に入ることが禁じられた<sup>69</sup>。結果として、光潤は熱海に謫居し、関良雪は貞鎮伝来の「神伝秘軸」の保護に奔走することとなるのである。

それから五年後、公啓法親王は四十一歳の若さで薨去し、ついに律院は「安楽院一派」の手に復することとなる。貞鎮ゆかりの善明寺も落ち着きを取り戻し、最も関係が深い功労者であった光潤がその住職候補となった。

一、府中善明寺ハ、伊織之訳合因縁も御座候事故、光潤沙弥預世話致候筈ニ御座候、尤惠教軋衣ニ而も相濟候ハバ、遣致世話候所存ニ御座候間、左様思召可被下候、以上、

(安永二年閏二月七日付義性書状)<sup>70</sup>

一、府中善明寺者、光潤へ御預被成可然、海安師始いづれも奉存候、光潤も預度申候故、光潤・惠教など参、受取候様ニ可仕候、左候得バ、関東之諸律院大概復本仕候、

(安永二年三月晦日付寛雲書状)<sup>71</sup>

誰しもそれを当然のことと認めたが、その矢先の安永二年(二七七三)七月十二日、光潤は熱海で病に臥せり、そのまま帰らぬ人となってしまった。

六月二日、光潤沙弥、病に臥す。師、これを聞いて径ちに熱海に



図 16 光潤墓 (善明寺／東京都府中市本町)

抵り、これを診察す。疫神、癘を窺てすでに腸胃に入る。時に青木氏、薬に侍す。師、その始末を問う。…遂に七月十二日、沙弥順寂す。師、訃を聞き哀嘆してやまず、ますます神伝中興の願に励む。

(『東嶺和尚年譜』)<sup>72</sup>

その前年に神道伝授を受けていた東嶺円慈は、最も恩恵にあずかった光潤が病に臥せっていると聞き、熱海に駆けつけた。けれども、病すでに臓腑に入り、手遅れの状態であった。この時、光潤の世話に勤しんでいたのは、貞鎮の高弟であった太平山神社の神主・青木対馬守政勝もしくは息子の政芳であったという。のちに訃報に接した東嶺は悲嘆に暮れ、太子流(霊宗)神道のますますの復興を強く誓ったと『東嶺和尚年譜』に記される。

光潤が住職となるはずであった善明寺には、いまでもその名が「光潤

息慈塔」として留められており(図16)、建立施主として飯山長三郎、褒廣、斎藤伝兵衛李匹、その妻とみられる智法、高橋久右衛門の四人が名を連ねる(図17)。関良雪が同じ善明寺に宝篋印塔を建立したのは、それから一年半後の安永四年(一七七五)二月であり、その「造立宝篋印塔記」を撰文したのは、江戸惣代七人のひとりとして光潤とともに「公訴の難」を戦い抜いた義性であった。そして「安楽院一派」の苦難とともに歩んできた良雪も、その顛末を見届けた翌年八月五日、七十三歳にして息を引き取るのである。



図17 光潤墓 基壇左側面

## 七 関良雪の作画とその受容

関良雪の作品は、これまで出生の地である府中市や門人相沢五流ゆかりの多摩市、さらには東京都などが紹介してきたにとどまる<sup>23)</sup>。ただ、そこにも筆致の粗雑な門人の代作と思しき作品がいくつか混入しているとみられるため、ここでは筆者が確認した作品のうち、習熟した筆致を備え、かつ二百年以上を経た時代感ある七点を取り上げ、各々の画風分析を行っていく。さらにこれらの作品を概観したとき、その画風にどのような傾向と特徴があると指摘できるか、また良雪作品の受容層はどのような人たちであったのかを探っていききたい。

### a、雲龍図および天女図 金乗院(山口観音・真言宗豊山派)

埼玉県所沢市の南西部、狭山湖と多摩湖にはさまれた丘陵地に、行基菩薩の開基と伝える真言宗豊山派の金乗院(通称・山口観音)という寺院がある。その本堂、天井に描かれたのが本作である。

現在の本堂は、宝暦九年(一七五九)の夏に住職となった亮盛(二七二三〜一八〇三)によって建立された(図18)<sup>24)</sup>。つまり、それ以前にあった南北朝時代貞治年間(一三六二〜七)建立の観音堂は十二キロメートル北方に位置する普門寺(真言宗智山派・飯能市川崎)に譲られ、宝暦十二年三月に完成をみた桁行七間、梁間六間、入母屋造銅版葺の建物である。当初、外陣は吹き抜けであったが、のちに床と天井が張られたといい、その後に良雪が絵筆をふるった。

外陣天井の中央部分およそ縦五メートルあまり、横九メートル弱、三〇畳ほどの大きさに「雲龍図」、その左右部分およそ縦五メートルあまり、横二メートルあまりにそれぞれ「天女図」を描く。



図 18 金乗院（山口観音）本堂（埼玉県所沢市上山口）

「雲龍図」は横長の板材を横方向に三枚連ね、右は十二枚、中央は十五枚、左は十二枚を縦方向にならべて画面を構成し、本堂の手前側を画面上部とする（図19）。二百年以上の星霜に耐えてきたものの、長年の温湿度変化や雨漏りなどの影響で種々の痛みが生じ、墨線の剥落や滲みによって不鮮明となった部分が少なくない。目視による観察で、可能なかぎり当初の図様を復元的に書き起こしたのが、図20である。

画面中央、右から三分の一のところに龍の持物である如意宝珠を配し、それを追うように体をくねらせる龍を逆「つ」字形にあらわす（図21）。中央やや下に首をもたげて右上の宝珠に向かう龍の頭（図22）、その下に三指を開いて宝珠をつかもうとする左腕を描く。そこから左上にかけて、上部に角のような突起物が連なる体部を続け、左下に三指を開いて空を蹴る右腕をあしらう。脇に翼のような幕をひろげ、腕の付け根からは雲氣に由来する吹き流しのような火炎形を左右二本ずつ生じさせ、体に沿うよう上方へとながらせる。画面左で大きく弧を描いて体をくねらせ、右方向へと伸長させる。左上部には背中の突起物とともに、右後足の三本爪をのぞかせる。さらに画面中央上部には後方を蹴る左後足をあしらい（図23）、体から続く尾を右上部の雲氣中に消失させる。

その表現は、濃墨の輪郭線と鱗に塗布された中墨が見えるのみであるが、当初は背景を含めて数階調の墨色を使い分けていたはずで、いま見る以上に繊麗で迫力を兼ね備えた作品であったとみられる。鱗の所々がいわゆる「彫り塗り」のように白く抜けて見えるのは、弧状に引いた濃墨線の内側数センチ幅に墨を加えず、さらにその内側に中墨を塗布した表現であったものが、その後、ニカワ成分の多い濃墨部分



図19 関良雪「雲龍図」(金乗院本堂天井 中央部)



図20 同 書き起こし

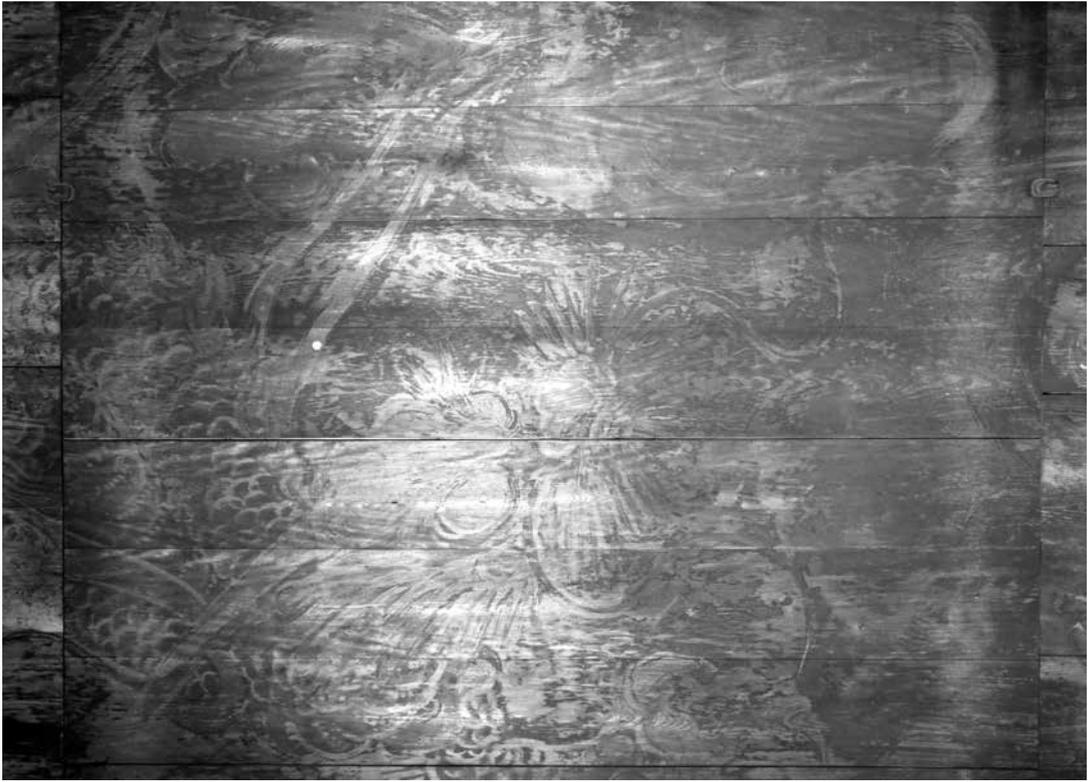


图 21 同部分

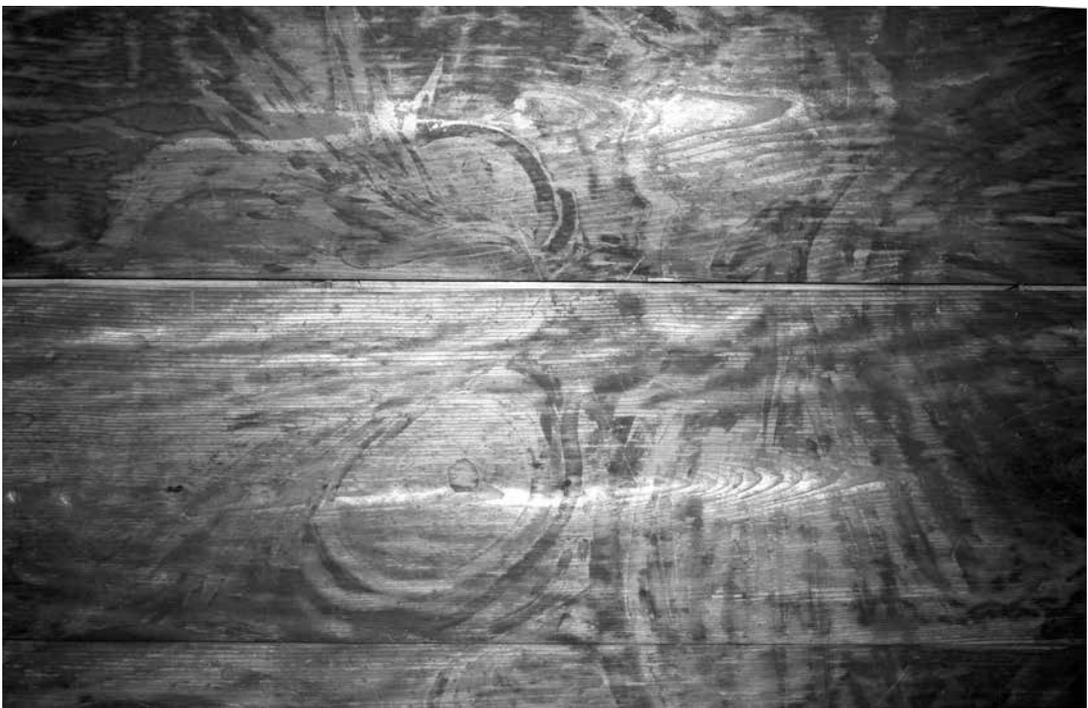


图 22 同部分



图 23 同部分



图 24 同部分

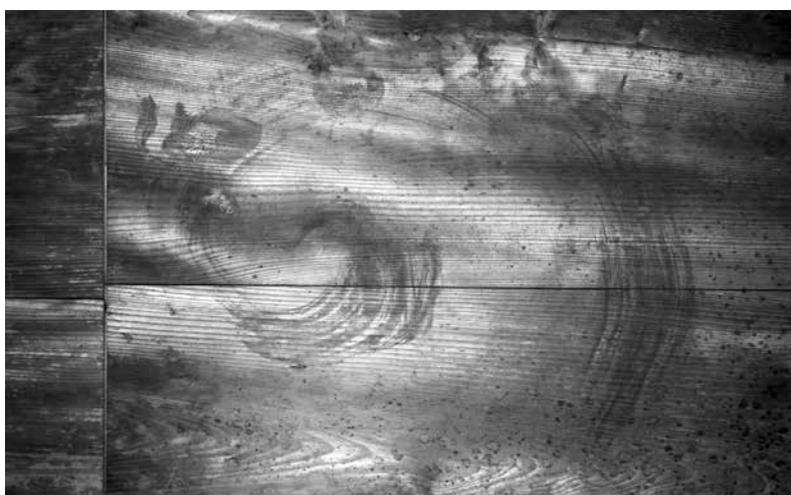


图 25 同部分

が剥落して抜け落ちた結果と推察される(図24)。

彩色については宝珠に胡粉らしき痕跡が認められるほか(口絵9)、その周りの火炎形、龍の角や腕の付け根から生じる火炎形に赤く彩られた様態が窺える。京都の相国寺法堂に描かれた狩野光信筆「盤龍図」などにも同様の彩色が認められることから、水墨主体ではあるものの、その一部が彩られていたとみるべきであろう。

一方、龍を取り巻く空間部分には雲形の輪郭線に加え、渦巻く雲気が粗い筆致によってあらわされる(図25)。さらに水しぶきをあらわすかのように、部分的に濃墨を吹き付けている。まさに火伏せの象徴として水を司り、仏法の守護するに相応しい雲龍の姿があらわされた大作である。

画面左側、中央やや下には「年 □十三 関良雪」との款記が認められ、朱文方印「自然齋」の印影を筆で形づくる(口絵10)。文字の一部に欠損が認められるが、左右に描かれた「天女図」と同じく、七十三歳時に描かれた作品とみて間違いはない。

本堂の北側、「雲龍図」を見上げた際の右側に位置する「天女図」は、横長の板材を縦方向に十六枚ならべ、手前側を画面の上部として二人の天女を描く。画面中央で上下に分け、それぞれの中央にひとりずつ天女を配し、間に紅白の蓮華と緑の葉を散らす(図26)。

上の天女は左に向って飛行し、上半身を左にひねってこちらを向く姿にあらわす(図28)。頭には楽人が被る烏兜をつけ、右手に笏拍子、左手に宝珠を持つ。右上へとはためく二本の天衣が飛行感をいっそう強調している。

下の天女は真横を向き、右方向へ飛行する姿にあらわす(図29)。結つ

た頭部には髪飾りをつけ、笏を両手で覆い持つ。二本の天衣端が上下に広がってはためくため、スピード感の生じた表現となっている。

それぞれの顔や手足は細線、衣紋線は太線で輪郭をとるが、前者の墨線には色目をやわらげるため、上から代赭を重ねて茶色としている(口絵13・14)。さらに肉身部には胡粉と代赭、髪に群青、衣や天衣に緑青と朱、胡粉など彩色を塗布して仕上げる。

画面右下に「行年七十三歳 関良雪筆」と二行で署し、下に白文方印「自然齋」の印影を筆で形づくる(口絵11)。

本堂の南側、「雲龍図」の左側にみる「天女図」も、横長の板材を縦方向に十六枚ならべ、画面を上下に分けたそれぞれの中央にひとりずつ天女を配す。間には紅白の蓮華と緑の葉に加え、団扇を散らす(図27)。

上の天女は右向きに飛行し、上半身をやや右にひねって斜めを向く姿にあらわす(図30)。琵琶を胸前に抱え、棹の絃を左手で抑えつつ、撥を右手に執って音楽を奏でる。両肩から上に伸びた天衣は頭上で目よく楕円状に広がり、さらに両端が体と対角線を作るように右下と左上方向に伸びるため、構図に安定感が生じている。

下の天女は左下へと降下しつつ、上半身を持たげて正面を向く姿勢をとる(図31)。右手に宝珠、左手に白蓮華を持ち、衣の裾と天衣の両端を左右へ広げながら、上方になびかせる。右側の「天女図」と同様、顔や手足は細線、衣紋は太線によって輪郭をとるが、やはり前者の墨線には上から代赭を重ね、色目を抑えて茶色とする(口絵15・16)。さらに肉身部には胡粉と代赭、髪は群青、衣や天衣は緑青と朱、胡粉など彩色を塗布して仕上げる。



图 27 関良雪「天女図」(金乘院本堂天井 左部)



图 26 関良雪「天女図」(金乘院本堂天井 右部)



图 28 「天女図」右部部分



图 29 「天女図」右部部分



图 30 「天女図」左部部分



图 31 「天女図」左部部分

画面左の中央に「行年七十三歳 関」と二行で署すが、残る「良雪筆」と印影は梁を支える斗栱の肘木に遮られ、下から見上げてみえない（口絵12）。

以上、「雲龍図」には「□十三」、「天女図」二点には「七十三」として制作時の年齢が記され、すべて「七十三」であると判断できる。制作年は安永五年（一七七六）と判明し、まさに亡くなるその年に描かれた大作で、絶筆とみなすことも可能であろう。ただし、この年は本堂が完成した宝暦十二年（一七六二）から十四年後のことで、すでに良雪は寛永寺側の下谷坂本から府中に戻り、絵筆を執らなかつたと伝える時期に相当する。府中と所沢の位置関係は直線距離で約十三キロメートルとさほど離れてはいないが、果たしてどのような経緯で描くことになったのかを明らかにしておく必要がある。

現在の本堂を建立したのは当時の住職・亮盛であったことは先に触れたが、その完成から六年後の明和五年（一七六八）には金乗院を離れ、下総にある守龍山東福寺（千葉県流山市）に晋山して二十一世住職となった。さらにその後は筑波山の知足院を兼帯し、この間の明和八年（一七七二）には『坂東三十三所観音霊場記』、安永二年（一七七三）には『筑波山名跡誌』、同四年には『三社託宣一毛鈔』を執筆し、相次いで出版している<sup>(65)</sup>。これらの著書にはしばしば『先代旧事本紀大成経』からの引用が認められ、依田貞鎮の影響があったとみられるが、その後は再び入間郡山口の金乗院に戻り、境内の閻魔堂（上生庵）に隠棲して天寿を全うした。その帰還時期については、これまで安永五年から六年頃との指摘があるが、実は安永五年（一七七六）五月には府中であつたという記録が残されている。

#### 五月御影供料請取状

為（自然良雪沙弥・不失浄因善尼）成等正覚菩提也

右者武陽多麻郡府中社士鹿島田氏関良雪居士、五月御影供料物文金壹両奉納焉、爾則至來際毎歳五月御影供法会興行飯奠茶湯香華等、永无怠慢可供養也、仍御影供施与請取状如件

本覚山妙光密院

法印亮盛

皆安永五竜集丙申五月

これは良雪の子孫である鹿嶋田家に伝わった文書で、同年の御影供において良雪が金一両を菩提寺の妙光院に奉納した際の請取状である<sup>(66)</sup>。ここには時の住職として亮盛の名が記されるが、実は府中の妙光院と所沢の金乗院は同じ真言宗豊山派の寺であり、下総の守龍山東福寺から金乗院に戻る前に妙光院に入ったとみるべきであろう。

ここから良雪が亡くなる八月五日に先立つこと五月時点で、その菩提寺である妙光院の住職を亮盛が務めていた事実が判明する<sup>(67)</sup>。この菩提寺住職からの作画依頼は、すでに苦楽をともしてきた妻の「不失浄因善尼」や安楽院一派の光潤を亡くし、前年には同じ府中の善明寺に宝篋印塔を建立し、人生の区切りをつけたあとのことであつた。以上のような良雪の心情を踏まえれば、先んじた人々を供養する意味もあり、七十三歳としては大業であつたはずだが、残された命を仏法守護の役割を担う龍と天女に注ぎ込むのは、むしろ本望であつたに違いない。

b、三味線達磨図（図32） 妙定院 紙本墨画

縦一三三・二センチメートル 横五七・七センチメートル

画面下半に三味線を抱えて左斜めを向く達磨を配す。画面中央の右、三味線の竿と肩に囲まれた部分に「関良雪」と署し、白文方印の「自然齋」を捺す（図42）。

達磨は中墨の太線で衣紋、細線で顔や手を形づくり、濃墨を瞳、上まぶた、口角に重ねる。さらに衣の両袖部分に濃墨、衣紋の影となる部分に淡墨を塗布する。三味線は中墨で全体を形づくり、濃墨を輪郭と絃などに重ね、淡墨を胴側面と竿に塗布する。背景の全面に淡墨を加えるため、紙本来の白さが残るのは衣や顔の一部のみである。糸巻周辺の本紙に擦れた傷みが認められるが、これは向かって左側に誤って二本描いてしまったことの修正痕とみられる。

画面上部には、本図が伝来した九代將軍徳川家重の御霊屋別当・妙定院の開山で、増上寺の四十六世貫主となった妙誉定月（観蓮社妙誉・一六八七〜一七七二）が着賛している<sup>28</sup>。

云何是西来意

いふてくれるなきがつまる

ひきみれば心の外の

駒もなし

いとがなるやら

ばちがなるやら

「云何是西来意」とは、中国南宋時代に編纂された禅の公案集『無門関』や、唐時代末期の禅僧・趙州從諗（七七八〜八九七）の語録『趙

州録』にみる「如何是祖師西来意（如何なるか是れ祖師西来意）」を踏まえた語である。それに対する趙州の答え「庭前の柏樹子」は、人口に膾炙して広く知られている。

一方、後半の狂歌は、煩惱や情欲が沸き起こって心を制御しがたいさまを奔馬や騷猿にたとえた「意馬心猿」の語に基づく。三味線は「浮き世」の楽器であり、その音色というものは、そもそも絃やバチによってでなく、心の底から生み出されるとの解釈であろう。ただし、天台宗の口伝灌頂「玄旨婦命壇」において、本尊の摩多羅神が鼓を打つ姿に関して「鼓一心三観」との公案が述べられるが、ここに「皮が鳴るか、手が鳴るか、調べが鳴るか、胴が鳴るか」との文言が含まれるという<sup>29</sup>。この狂歌も、単に一興で詠じられたものではなく、どのように「色界」をとらえるのかという仏教の伝統的問題に根ざしていることを踏まえる必要がある。

さらに達磨が不釣り合いな三味線を持つのは、達磨を遊女の姿に見立てた「女達磨」という画題の一系統であることが想定される。考証学者の山崎美成が天保十一年（一八四〇）に著した『三養雜記』には「英一蝶女達磨の画」との一文があり、英一蝶（一六五二〜一七二四）が描いて有名になったという「女達磨」の画題について触れる<sup>30</sup>。

（前略）さて、世にあまねく画がきつたふる女達磨といふは、一蝶がかきはじめたりとぞ。そのかみ新吉原中近江屋の抱に半太夫といふ遊女ありしが、後に大伝馬町の商人へ縁つきたり、その家の人々あつまりて何くれとものがたりの序に、達磨の九年面壁のはなしをしいだしけるに、かの半太夫ききて、九年面壁の坐禅は何ほどのことかはある、うかれ女の身のうへこそ紋日もの日の心



图 32 関良雪「三味線達磨図」(妙定院／東京都港区)

づかひに、昼夜見せをはること面壁にかはることなし。達磨は九年、われわれは苦界十年なれば、達磨よりも悟道したりとて笑ひけるとぞ。このはなしを英一蝶がききて、やがて半身の達磨を傾城の顔に絵きたるが、世上にはやりて扇、うちは、多葉粉入、柱かくし等にかきて、女達磨といひけるとかや。市川栢筵がその画の讚に「そもさんか是こなさんは誰」と詞書して「九年母も粹よりいでしあまみかな」といふ句をしけるとぞ。俳人素外が手引艸に「九年何苦界十年はなころも」といふ祇空が句あり。因にしるす。

新吉原の妓楼・近江屋にあった遊女の半太夫が、大伝馬町の商家に嫁ぐこととなった。その家に集った人々の話が「面壁達磨」の故事に及んだ際、それを聞いた半太夫が次のように笑い飛ばしたという。

九年の座禅など、いかほどのものでありましょうか。浮かれ身である私たちは「紋日」などには昼夜、見世を張って客をとらねばなりませんから、それは面壁と変わるところがありません。年季が明けるまで十年の歳月を苦界で過ごしますから、さぞかし達磨以上に悟っていることでしょうよ、と。

これを聞きつけた英一蝶が、半身の達磨を遊女の顔に描き換えたところ、大いに流行して広まったとしている。

さらに幕末の俳諧師であった加藤雀庵（一七九六―一八七五）が『三養雜記』の内容を考証し、『新吉原細見記考』において次のように記している<sup>(8)</sup>。

こは上に載たる享保十八年印本『両都妓品』に、京町二丁目中近江屋熊之介内に見えたる半太夫（禿小げん・まさき）と見えたる

妓なるべし。同年三月の『細見浮舟草』も是に同じ。享保七年のものには、近江屋といへる家二軒あれども、熊之介とはなし。同家か又はこと家なるや。同十三年のものには、同書同名ただ中の字なきのみ。右と同じく出たり。同十七年のもの、又是に同じ。同十九年のものには此家見えず。按るに、此中近江屋熊之介といへる娼家は、享保七年の後に出来て、わづか十年ばかりありしならむ。かかれれば此半太夫も享保十八年のすゑに、大伝馬町の商人某へ嫁つぎたるものなるべし。されば此妓は一代一名にして、女達磨の元祖なり。

十八世紀前半には確かに新吉原に「近江屋」という妓楼があり、そこに半太夫という遊女が属していた。ただ、「近江屋」は享保七年から十八年までのわずか十年ほどしか記録に残らず、早々に店をたたんだとみられることから、半太夫が商家に嫁いだのは享保十八年（一七三三）末であろうと推測した。

以上の考察が正しいとすれば、すでに半太夫が嫁ぐ十年前の享保九年（一七二四）に一蝶は亡くなっており、山崎美成の記述には矛盾が生じる。現時点において一蝶の真筆と認められる「女達磨図」は見出せず、一蝶を継承した英派による画譜『画本図編』、『英林画鏡（英筆百画卷）』、『一蝶画譜』、『群蝶画英』などにもその画題は見当たらない。仮に一蝶が「女達磨」を描いて大流行したのであれば、その典型的画題として画譜に掲載され、「朝妻船図」のように英派末流による模写作が存在していなければ不自然である。

このことから近江屋半太夫の故事が事実であるにせよ、それが一蝶と結びつくとは判断できず、むしろこの「三味線達磨図」は浮世絵作

品の「女達磨図」に先んじる点で、その系統の初期的な位置を占めるものとみられる。

c、三味線達磨図(図33) 北島古美術研究所 紙本墨画

縦八四・五センチメートル 横二六・〇センチメートル

bと同じ趣旨の作品であり、画面下半に三味線を抱えた達磨を右横向きに描く。画面左下に「関良雪」と署し、その下に朱文円印「三楽」を捺す(図42)。

背を見せ、顔は真横を向くものの、中央やや左ぎみに黒目を打つことから、いわゆる「八方睨み」となってこちらへ視線を向ける(図35)。厳格な姿や表情により、中国の少林寺で九年間にわたって壁に向かつて座禅をし、悟りを開いたという「面壁達磨」の故事をより一層強くあらわす。

淡墨でおよその輪郭を引き、衣には抑揚のある太めの中墨を上から重ねる。わずか十本前後の筆線で構成しつつ、柔らかい質感を表出している。顔には上瞼、黒目、涙丘、鼻孔、口の合わせめに濃墨を重ね、アクセントつける。口と顎にみるヒゲ、眉毛部分には淡墨を暈しながら塗布し、柔らかく繊細な筆致で毛描きを加える。三味線は天神と竿部分に中墨を塗布し、上部を除いて均質な濃墨で輪郭を括る。顔、衣、背景の順に濃度を濃くしながら墨を塗布するため、紙本来の白さが残るのは、目頭と目尻を除いた白目部分のみとなる。

達磨の上にはbと同じ妙誉定月が賛を加え、

ひき見れば心の外の駒もなし 糸がなるやらばちがなるやら

と、bの後半部分にあたる狂歌を五行で書す。

d、七猿図(図34) 北島古美術研究所 絹本淡彩

縦八九・三センチメートル 横五五・八センチメートル

画面下半を俯瞰とし、平地を含んだ岩山を右から張り出す。その上を水辺の景とし、上半には霞む遠山を水平視であらわす。画面右下、縦長の岩中央付近に「関良雪」と署し、下に白文方印「自然齋」を捺す(図42)。

岩や樹木の輪郭を太めの濃墨で括り、ところどころを鋭角に尖らせる。内側は淡墨を塗布した上に濃墨を重ねて立体感を表出し、皴の多くは縦方向の直線で引き加える。このような表現は、江戸時代においては室町時代の画人・雪舟の画風とみられていたものであり、それを意図しているのは明らかである。

岩山の平地には、目と口と耳を覆ういわゆる「みごる、いわざる、きかざる」の三猿に加え、目を閉じて伏せる猿、背を向けて遠方を眺める猿、横を向いて手招きする猿、樹上に座す猿の計七匹を描く(口絵8)。淡墨で全体を形づくり、中墨を塗布して形態を表出し、やや濃い墨で毛描きする(図36)。さらに手と足の指、耳を濃墨で描く。顔は目鼻や口、皴を中墨で線描し、上瞼、瞳、鼻孔、口の合わせめに濃墨を重ねる。さらに代楮を塗布して赤くいろどる。

画面上部には、徂徠学派の漢学者・服部南郭と懇意であった東海寺妙解院の禅僧で、のちに大徳寺三五六世となった大川義浚(一七〇三〜六二)による「七猿歌」が書される。



図 33 関良雪「三味線達磨図」(北島古美術研究所)



図 34 関良雪「七猿図」(北島古美術研究所)

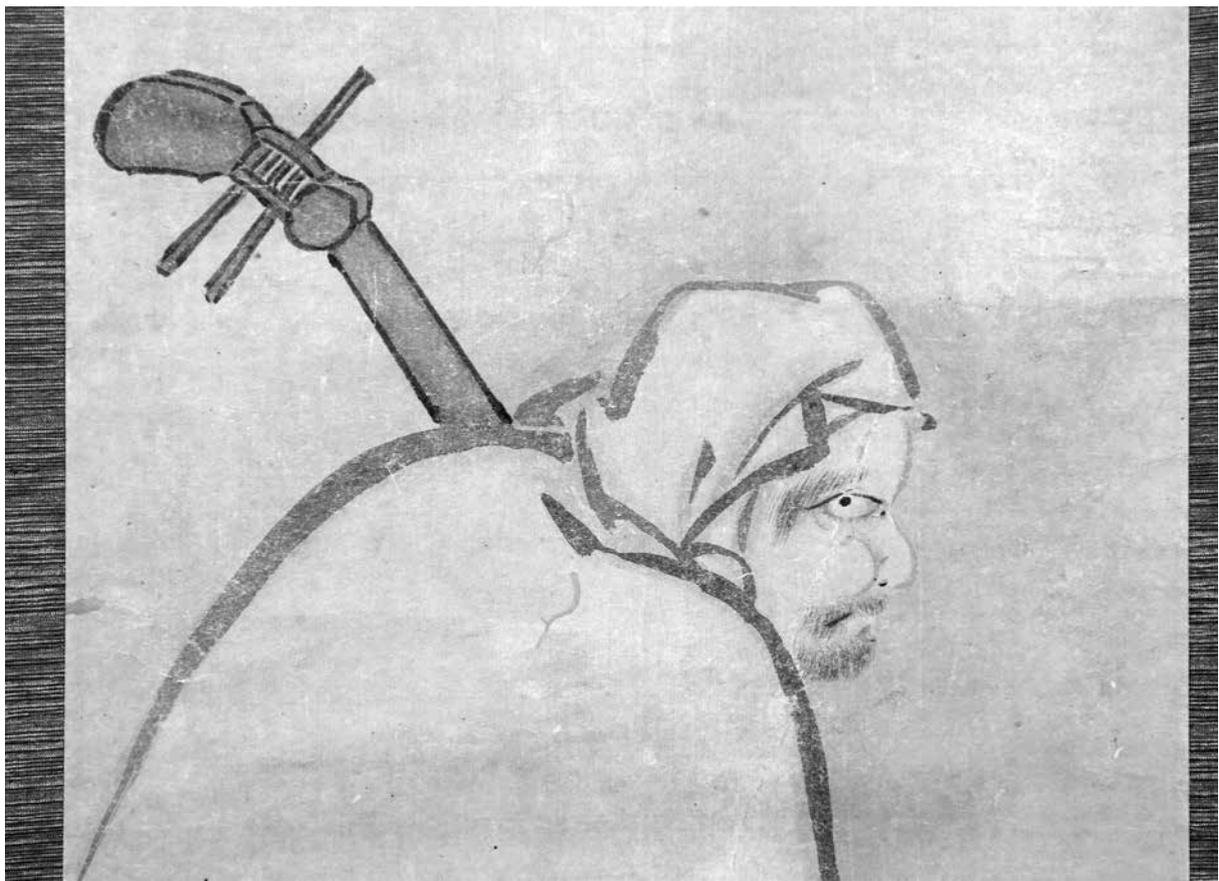


图 35 「三味線達磨図」部分



图 36 「七猿图」部分

① つくづくとうき世の中を思ふには  
まじらざるこそまさる也けれ

② 見きかでもいはでもかなはざる物を  
うき世の中にまじるならひは

③ つれもなくいとほざるこそうかりけれ  
さためなき世を夢と見ながら

④ 何事も見ればこそ氣にむつかしや  
みざるにまさることはあらじな

⑤ 聞ばこそぞみもおこれらはらもたて  
きかざるぞげにまさるなりけり

⑥ こころにはなにはのこをおもふとも  
人のあしきをいはざるぞよき

⑦ 見ずきかずいはざる三つの猿よりも  
おもはざるこそまさる也けれ

前大徳大川叟 人の

求によつてうつす

「七猿歌」とは、天禄四年（九七三）、第十八代天台座主となった慈

恵大師良源（九一二〜八五）が日吉山王権現に願文を捧げた際、その神使の猿にちなんて詠じたとされる七首の和歌である。内容は平易に説かれた処世訓と見えるが、天台教学で重視される「諸法実相」と「三諦円融」が込められているという。比叡山の安楽律院を復興した靈空光謙（一六五二〜一七三九）が「七猿和歌の後に書す」という一文を残しており、ここから図の意図が明らかになる。<sup>(2)</sup>

七猿図、和歌各一首、相伝慈慧大師所製、猿此土訓、佐留、与不字訓通、愈字亦相近、故大師、假其字義、図形作歌、以言其志、其一独处不交為愈、其二歎処世則不得無視聽且言、其三悔不厭世、其四不視為愈、其五不聽為愈、其六不言為善、其七不思為愈、於戲大師此作、雖近嬉戲、而所以喻世之意深矣、蓋七猿、各表一徳、所謂隱其円能、引物偏好之謂乎、若夫円能、則七猿各備七徳、何者須先立志独善、然後与世推移、覺世可厭、空於色声、不説他人好悪長短一切善悪、都莫思量、覽者達此、則玄妙之門、庶乎可入矣、勢州鈴鹿僧、写此図、因人乞余書其歌、余素不識和歌書式顧大師之深旨、敬筆之、

（七猿の図、和歌おのおの一首あり。相伝う、慈恵大師の製るところなりと。「猿」はこの土の訓「佐留（さる）」にして、「不（ざる）」字の訓と通ず。「愈（まさる）」字もまた相近し。故に大師、その字義を假り、形を図して歌を作し、以てその志を言う。

その一は独り処して交らざるを愈となす。その二は世に処するに、すなわち視て聴てかつ言うことなきを得ざるを歎く。その三は世を厭わざるを悔ゆ。その四は視ざるを愈となす。その五は聴かざるを愈と

なす。その六は言わざるを善となす。その七は思わざるを愈となす。

ああ、大師のこの作、嬉戯に近しといえども、世に喩うるゆえんの意は深し。けだし七猿、おのおの一徳を表す。いわゆるその円能を隠し、偏好を引物するの謂いか。それ円能のごときは、すなわち七猿おのおの七徳を備う。何者もすべからく先ず志を立てて独り善くし、然るのち世と推移し、世の厭うべきを覚り、色声を空しくし、他人の好悪長短を説かず、一切の善悪すべて思量することなかるべし。覽者ここに達せば、すなわち玄妙の門、ちかく入るべきか。

勢州鈴鹿の僧、この図を写し、人に因りて余にその歌を書すること乞う。余、もとより和歌の書式を識らず。大師の深旨を顧み、敬みてこれを筆す。

描かれた七匹も「七猿歌」にちなんだ猿であり、それぞれの歌に相当している。画面右から順に配され、樹上の猿は①の「まじらざる」、手招きの猿は②の「かなはざる」、背を向ける猿は③の「いとほざる」、目をふさぐ猿は④の「みざる」、耳をふさぐ猿は⑤の「きかざる」、口を覆う猿は⑥の「いわざる」、目を閉じて伏せる猿は⑦の「おもわざる」とみられる。

#### e、孔明吟行図(図37) 北島古美術研究所 紙本墨画

縦一二五・三センチメートル 横五四・一センチメートル

杖をつきながら歩む人物を画面下半中央に配し、左手前に岩、左奥から右にかけて水流を描く。水中の藻の間には、左を向いて泳ぐ二匹の魚がみえる。画面左中央やや下に「閑良雪」と署し、下に白文方印「仙鶴堂」を捺す(図42)。

人物は鶴氅衣を纏って右手に竹杖、左手に羽扇を持ち、腰には「璽」という公印を吊り下げる。その持物に加え、頭に「孔明頭巾」と呼ばれる形の綸巾を被ることから、中国三國時代に蜀漢の宰相として活躍した諸葛孔明(一八一〜二三四)を描いたと判断できる。水際に沿って歩むが、上半身をひねって左を向き、水中の魚に視線をやる。諸葛孔明に関する魚の故事には、いわゆる「水魚の交わり」がある。

顔は輪郭に加え、目、鼻、耳、口を中墨で形づくり、濃墨を上瞼、黒目の上部と瞳、鼻梁、唇の合わせ目、耳孔などに重ねる(図38)。ヒゲや眉毛の部分には中墨を暈しながら塗布し、柔らかく繊細な筆致で毛描きを加える。鶴氅衣は全体を抑揚ある太めの線やかたどり、やや濃いめの墨を衿、袖、裾に塗布し、その輪郭に濃墨を重ねる。衣にみる線の間、奥まった部分に淡墨を塗布し、立体感を表出する。左手前の岩、左上の懸崖には輪郭線を用いず、淡墨の上から中墨を重ねて立体感を表出し、さらに濃墨で点苔を付す。

画面右上には、八代將軍吉宗に仕えた幕府の儒官で大学頭となった林家五代・林鳳谷(一七二一〜七三)が七言絶句詩を加える。

躬耕隴畝自豪雄 躬は隴畝に耕し自ら豪雄たり

梁父吟成管毅同 「梁父吟」を成し管と毅と同じと

蜀王曾称魚有水 蜀王かつて称す 魚に水ありと

臥龍丞相大勳功 臥龍の丞相大勳功

国子祭酒林信言子恭父題

諸葛孔明の伝記を踏まえるが、出典は詳細な『三國志』『蜀書』の「諸葛亮伝」などではなく、八世紀の前半に成立したという中国の故事を



图 37 関良雪「孔明吟行図」(北島古美術研究所)

集めた『蒙求』の「孔明臥龍」であろう。<sup>(83)</sup>

蜀志、諸葛亮、字は孔明、瑯琊陽都の人なり。躬を隴畝に耕し、好んで「梁父吟」を為す。毎に自ら管仲、楽毅に比す。時人、これを許すことなし。ただ崔州平、徐庶、亮と友として善し。謂て信に然りと為す。時に先主、新野に屯す。徐庶これを見て謂て曰く、「諸葛孔明、臥龍なり。將軍あにこれを見ることを願わんや。この人、就いて見るべし。屈し致すべからず。よろしく駕を枉げてこれを顧みるべし」と。先主、遂に亮に請ること凡そ三たび、往てすなわち見る。因て人を屏てともに事を計る。ここにおいて情好、日々に密なり。関羽、張飛など悦ばず。先主曰く、「孤が孔明有るは、魚の水有るがごとし。願くは、また言うことなかれ」と。尊号を称するに及て亮を以て丞相と為す。漢晋春秋に曰く、「亮、南陽鄧縣の襄陽城西に家す。号して隆中と曰う」と。

劉備と出会う前の孔明は、南陽鄧縣（荊州）襄陽の北西に位置する隆中で晴耕雨読の生活を送り、しばしば好んで「梁父の吟」を誦した。「梁父の吟」とは孔明の作とも言われる五言古詩で、春秋時代に斉の宰相・晏嬰（晏子）が勇士の田開疆・古冶氏・公孫接の三名を知略によって排除したことを踏まえ、智慧が力に勝ることを称えた内容となっている。

その後、孔明を従えた劉備は他者を交えず策略を練ったことから、古参の武将であった関羽と張飛は面白がらず、不平を言うようになる。そこで劉備は孔明との関係を魚と水の関係にたとえ（水魚の交わり）、むしろそれは夫婦のようであり、義兄弟としての関羽と張飛とは関係

性が異なるため、批判はあたらないと説得したとされる。

以上のことから、本図は「梁父の吟」を諷する若かりし頃の孔明を描いてはいるものの、姿自体は蜀漢の宰相となった以後のそれであり、さらに二匹の魚を加えて「水魚の交わり」を暗示させているとわかる。何らかの故事や場面そのものを描く意図はなく、あくまでも諸葛孔明その人を象徴的イメージで多層的にあらわした作品ということになる。

f、寒山図（図39） 北島古美術研究所 紙本墨画

縦一一・二・三センチメートル 横五一・一センチメートル

画面中央に右を向く寒山を大きく配す。寒山は中国唐時代に天台山国清寺の豊干禪師に師事した奇行の僧で、食事係であった捨得と一緒に描かれることが多い。画面左下に白文方印「自然斎」と朱文方印「良雪」を捺すが（図42）、寒山の表現と印章の位置を踏まえると、本来は単幅ではなく、捨得と対になる向かって左側の幅であったとみられる。

顔は中墨で目鼻や輪郭を描き、部分的に淡墨を塗布して形態感を表出する（図40）。濃墨を上瞼と黒目の輪郭、瞳、鼻孔、口角に加えてアクセントをつける。髪には中墨を塗布し、やや硬めの筆致で毛髪を線描し、さらに濃墨による毛髪を重ねる。衣は太めの中墨線で輪郭をかたどり、陰となる部分に中墨を塗布する。さらに早い筆致で濃墨線を主要な輪郭に重ねる。背景を含めた各部分に段階的に淡墨を塗布するため、紙本来の白さは手に持つ卷子に残るのみである。



图 39 関良雪「寒山図」(北島古美術研究所)



图 38 「孔明吟行图」部分



图 40 「寒山图」部分

g、蝦蟇鉄拐図(図41) 東京国立博物館(A-278) 紙本墨画対幅

各縦一二五・六センチメートル 各横五六・二センチメートル

右に鉄拐、左に蝦蟇をあらわし、両者の足の横、外側にそれぞれ白文方印「自然斎」と朱文方印「良雪」を捺す。

向って右幅は下半中央に鉄拐を配し、左上には口から吐き出した人型の魂をあしらう。道士であった李鉄拐は、魂を遊離させている間に弟子に身体を焼かれてしまい、足の不自由な乞食の死体を借りて蘇ったことから、杖をついた姿であらわされる。その右には画面上方に葉を広げ、そのうち二枚が鉄拐の頭を覆うように伸びる芭蕉を背景として描く。

左幅も下半中央に青蛙を担ぐ蝦蟇を配し、その左に棕櫚を背景として描く。一本の枝葉を右方へと伸ばし、蝦蟇を覆う傘のように表現する。蝦蟇は劉海という名の仙人で、「劉海戲蟾」という画題により、大きなヒキガエルと戯れる姿であらわされる。

蝦蟇鉄拐ともに中墨の細線で目鼻を形づくり、濃墨を上瞼と黒目、鼻孔と口の両端、耳穴の輪郭に加える。鉄拐は眼球、蝦蟇は目のまわりと鼻以外に淡墨を加え、顔の形態感を表出する。髪や髭には淡墨を塗布し、柔らかな筆致で流れるような毛髪を加える。手足は中墨によって輪郭線を構成し、全体的に淡墨を塗布する。鉄拐の衣は太めの中墨線で輪郭を形づくり、やや薄めの中墨を全体に塗布する。さらに早い筆致で主要な輪郭に濃墨線を重ねる。蝦蟇の衣も太めの中墨線で輪郭を形づくり、やや濃いめの中墨を袖口に重ねる。衣の全体に淡墨を塗布し、早い筆致で主要な輪郭に濃墨線を重ねる。さらに草履の輪郭や紐も濃墨で線描する。芭蕉や棕櫚は中墨で全体を形づくるが、芭蕉の葉脈と棕櫚の実に濃墨を加えてアクセントをつける。

以上、aからgまでの七点は、aの「天人図」を除いたすべてが、筆致の巧みさと墨色の使い分けによって対象の形態感を表現する水墨主体の作品であった。特にcやeの輪郭線は、起筆と終筆の力加減もさることながら、中盤の筆致には安定感があつて線質が整い、画技の習得時期が四十三歳以降と遅まきであつたにもかかわらず、筆技の器用さを看取できる。師の了月は幕府奥絵師で木挽町狩野家二代の狩野常信に師事したが、寛永寺子院・寿昌院の慈空が良雪の自画像に記したように、良雪は基本的に雪舟の画風にのつとつた濃墨がちの表現をとりつつ、常信の父にあたる尚信の骨気と軽妙さを兼ね備えた画風の加味を目指し、制作したものとみられる。筆致が生きる紙本の作品が多いのも、このような作画姿勢に関係しているであろう。

画題については、仏教の儀礼で用いる濃彩の仏画などとは見出せず、いわゆる道釈人物画が主流である。ただ、寒山拾得、蝦蟇鉄拐、許由巢父などの中国絵画や室町絵画の伝統を踏襲したものばかりではなく、むしろbとcにみる「三味線達磨」やdの「七猿」などのように、江戸時代においてやや特異な画題を描いたことは注目し値する。一見したところ、視覚的に興味をひく軽妙な作品と思えるが、賛を併せ考えると、日常を生きるうえで訓戒が示されているとわかり、広い意味で鑑戒性を有する宗教絵画といえるからである。

着賛者としては、増上寺四十六世貫主となつた浄土宗の妙誉定月、東海寺妙解院の禅僧でのに大徳寺三五六世となつた臨済宗の大川義浚、幕府の儒官で大学頭となつた儒学者の林鳳谷がみえ、彼らはみな十八世紀半ばの江戸における宗教や思想の牽引役を担つた人たちであつた。特に江戸の地にあつて絵画の受容層は、階層や職種、地域に



図 41 関良雪「蝦蟇鉄拐図」(東京国立博物館) Image : TNM Image Archives

よって細かく分かれていたと推察されるため、この着贅者に加えて良雪の交流や活動地域を踏まえれば、身近にあった公遵法親王や依田貞鎮はもとより、寛永寺や浅草寺の天台僧、増上寺を中心とした浄土僧、さらにその周辺にあった帰依者や信仰者、具体的には札差の飯山長三郎や両替商の齋藤伝兵衛など信仰心を有する富裕町人層が想定される。

## おわりに

関良雪は筆技に長けた画家ではあるが、現存作品が少なく、まとまった伝記資料も存在しないことから、これまでほとんどその概要が紹介されずにいた。確かに江戸後期以降に成立した伝記資料の類は、多くの画家を取り上げてはいる。けれども、当時にあつてすでに身近なところから作品が失われていたり、時代の潮流に埋没してしまった江戸中期以前の画家については、内容が粗略であつたり、そもそも収録していないなど、必ずしも活躍時期の評価を直接的に伝えたものでないことは改めて認識しておく必要がある。一方、十八世紀の江戸の地に關する絵画状況の研究としては、どうしても作品や伝記資料が多く残る画家に焦点が当たりがちで、俳諧と結びついた英一蝶、来船画人・沈南蘋の画風を汲んだ宋紫石、浮世絵の諸画家、松平定信の家士である谷文晁などは取り上げられる機会が少なくないものの、その多くは個別に言及されるにとどまり、必ずしも各画派間の関連や前後の影響関係を踏まえた歴史観が提示されているとは言えない。江戸時代の文化は現在に思われている以上に多様性があり、江戸の地もより豊かな文化性を備えた都市であつたはずだが、ある程度の位置づけがなされ

てきた画家を扱うだけでは、その姿を躍動的に浮かび上がらせることは困難である。このような状況に鑑みれば、今後の研究において求められるのは、まとまった資料が残らず、つぶさに実態がとらえ難い画家に対し、ひとりずつ丹念に掘り起こしながら当時の文脈に正しく位置付け、すでに知られている画家の間隙を埋めていくことであろう。

本稿では関良雪に関する断片的な資料を拾い集めてみたが、寛永寺や浅草寺に加え、依田貞鎮や太子流（靈宗）神道と深く結びつき、江戸時代の天台宗にとつて最も重要な戒律論争である「安楽律騒動」の渦中にあつたとの特異な姿が浮かび上がってきた。もはやそれ以上の追究は美術史の範疇を越えるように思われるかもしれないが、そもそも美術作品は文化の上澄みとして存在するものであり、それを下支える宗教や思想、文学や文芸を抜きにしては、表層を舐めるにとどまるのみで本質に辿り着くことは不可能である。自戒的に言えば、現時点における思考の閉塞状況を打破し、新たな歴史観の提示するためには、これまでの文脈や観念に固執せず、広範な事象に目を向け、地道で面倒と思える方法を厭わずに立ち向かう勇氣が必要と考える。拙稿がその尖兵の役割を果たすことを願いつつ、次稿に備えることとしたい。

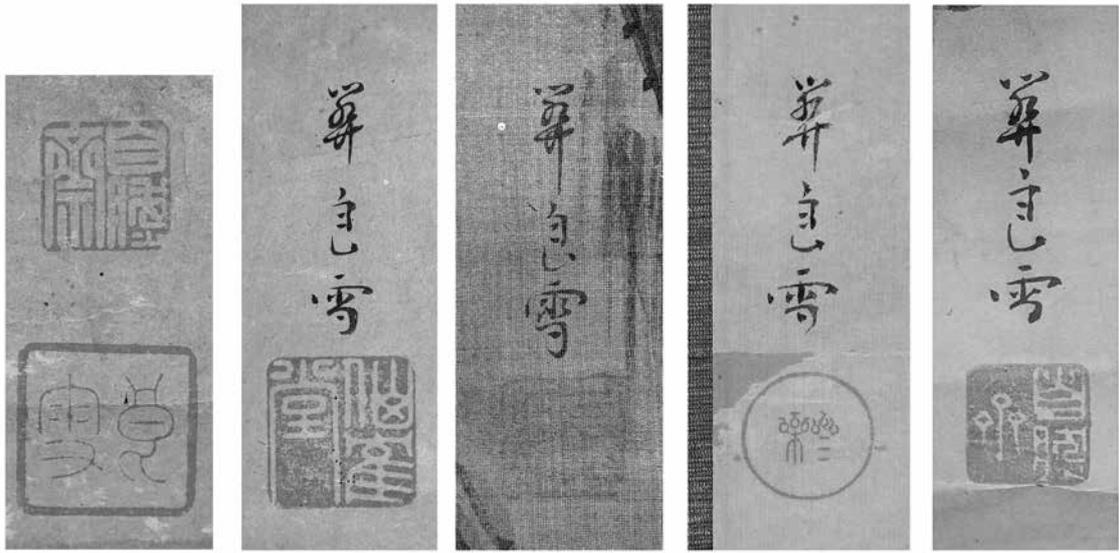


図 42 落款 右から b「三味線達磨図」、c「三味線達磨図」、d「七猿図」、e「孔明吟行図」、f「寒山図」

註  
はじめに

- (1) 拙稿「八代將軍・徳川吉宗の時代における中国絵画受容と徂徠学派の絵画観―徳川吉宗・荻生徂徠・本多忠統・服部南郭にみる文化潮流―」（『古文化研究』第十三号、公益財団法人黒川古文化研究所、二〇一四年）。
- (2) 『幕府書物方日記 四』（大日本近世史料、東京大学出版会、一九六七年）、享保八年（一七二三）五月二十八日条。
- (3) 拙稿「増上寺の学僧・忍海の作画と復古思想―江戸中期の徂徠学派にみる文化潮流―」（『古文化研究』第十四号、公益財団法人黒川古文化研究所、二〇一五年）。
- (4) 輪王寺門跡が担った政治的役割については、柚田善雄「幕藩制国家と門跡―天台座主・天台門跡を中心に―」（『幕藩権力と寺院・門跡』思文閣出版、二〇〇三年）に詳しい。
- (5) 拙稿「妙法院門跡・真仁法親王と円山応挙の門人たち―円山応瑞・呉春・中村則苗・長沢声雪・源琦―」（『古文化研究』第十六号、公益財団法人黒川古文化研究所、二〇一七年）。
- (6) 中野三敏「沢田東江」（『近世新崎人伝』毎日新聞社、一九七七年、所収）、翠川文字「藪香舎春竜考」（『川村学園女子大学研究紀要』第一四卷第二号、二〇〇三年）、鈴木淳「上野輪王寺宮の雅事―公遵親王と文人パトロネージ」（『江都のみやび―当世謡歌と古代憧憬』岩波書店、二〇一〇年）。
- 一 武蔵府中六社明神の長官・鹿嶋田左内
  - (7) 『定本日本絵画論大成 第一〇巻』（べりかん社、一九九八年）所収。
  - (8) 国立国会図書館本を参照した。
  - (9) 『扶桑名画伝』（哲学書院、一八九九年）。
  - (10) 『天田南畝全集 第九巻』（岩波書店、一九八七年）所収。
  - (11) 遠藤吉次「絵師関良雪」（『わが町の歴史府中』文一総合出版、一九八五年）、同「六所宮よりみた関良雪」（『府中市立郷土館紀要』第一号、一九八五年）。
  - (12) 『府中市郷土資料集七 大國魂神社文書一 神職の部』（東京都府中市立郷土館、一九八四年）所収。
  - (13) 前掲註「四二 鹿嶋田左内抜刀狼藉二付吟味願」（大國魂神社文書二―61）。
  - (14) 猿渡豊後守盛久については、「猿渡氏略系譜」（武蔵総社、大國魂神社史料 第一輯）官幣小社大國魂神社、一九四四年、所収）を参照した。
  - (15) 遠藤吉次「六所宮よりみた関良雪」（『府中市立郷土館紀要』第一号、一九八五年）所収。
  - (16) 註12、「一一 猿渡日向専断二付社中訴状控」、「一二 猿渡日向専断二付

神主訴状控」。

- (17) 註12、「二六 御宮修覆等二付、社中出入日向訴状写」。  
(18) 『府中市郷土資料集一三 大國魂神社文書四 土地の部(下)・支配の部』(東京都府中市郷土の森 一九九一年)、「四二 諸色控帳」(大國魂神社文書二―52)。

(19) 註15所収、大國魂神社文書二―72。

(20) 註15所収、大國魂神社文書二―397。

(21) 註15所収、鹿島田盛英氏所藏文書D44―66。

## 二 下谷坂本への移住と画家・関良雪の誕生

(22) 『徳川文芸類聚 評判記 第十二』(国書刊行会 一九一四年)、所収。

(23) 朝岡興禎『増訂古画備考』(思文閣出版 一九八三年)。

(24) 『新撰往生伝』巻之五。『浄土宗全書 第十七巻』(山喜房佛書林 一九七一年)、所収。

(25) 了也と徳川綱吉の関係については、伊藤唯真「円光大師贈号と増上寺了也・柳沢吉保」(『日本仏教史学』第十一号 日本仏教史学会 一九七六年)、吉水成正「増上寺三十二世貞蒼了也の事績について」(『三康文化研究所年報』第二十八号 三康文化研究所 一九九六年)、今堀太逸「徳川綱吉・桂昌院と増上寺貞蒼了也、贈大師号」(『浄土宗の展開と総本山知恩院』法蔵館 二〇〇八年、所収)に詳しい。

(26) 八王子市教育委員会編『郷土資料館シリーズ第一七号 多摩の絵師たち』(八王子市郷土資料館 一九七七年)、東京都教育委員会編『多摩近世絵画調査報告―多摩の絵師とその作品―』(東京都教育庁社会教育部文化課 一九八七年)、『多摩市史叢書一三 相沢五流』(多摩市史編纂委員会 一九九八年)、『府中市の文化財(改訂版)』(府中市教育委員会 二〇〇七年)などに掲載される。

(27) 『東叡山子院現住法脈記』『日光山各院世代記』ともに『天台宗全書 第二十四巻』(第一書房 一九七五年復刊)に収録される。

『東叡山子院現住脈記』  
泉龍院

第四世僧正慈空

慈空、常州河内郡の人。

享保十一年丙子三月八日、薙髪し、信解院慈延の弟子と為る。

十七年壬子、日光山医王院・謙有の弟子と為る。

延享元年甲子、日光山医王院より護光院に転住す。

寛延元年戊辰五月、寿昌院に転住す(第七世)。

宝暦四年甲戌七月、貫主大王に代わりて日光山に登る。

五年乙亥二月八日、新門稲荷神、坂本街萬屋半七なる者に憑き、来りて所求を言い、かつ談話の事あり。この歳、開山会講師と為る。

十二年壬午三月、使价職を司る。七月、福聚院に転住す(第十三世)。明和二年乙酉四月、大僧都に任ぜらる。

七年庚寅十二月、津梁院に転住す(第十九世)。

八年辛卯、天台会場と為る。

安永二年癸巳三月、久能山德音院に転住す。

七年戊戌六月、談山竹林坊に転住し、権僧正に任ぜらる。

天明元年辛丑十二月、僧正に転任す。

八年戊申六月、寺務を辞して隠居し、自ら仙寿院と号す。当山に來りて寿昌院に寓す。また観成院に寓す。

寛政十年戊午正月九日、観成院に寂す。寿八十四。勸善院に葬る。

## 『日光山各院世代記』

護光院歴住記

八世慈空 天全記

空はもと医王院十世の主なり。延享元年甲子八月、奉書を拝して当院に遷る。同三年丙寅正月、一山の総代と為り、出府す。献上拝領例のごとし。この時、自分の年頭御札并に御代替の御札申上る。拝領物も二通に被下。寺社御奉行は本多紀伊守正珍なり。寛延元年戊辰六月、東叡山寿昌院に転す。また福聚、津梁二院に移る。また久能山德音院に転す。また和州多武峰の学頭に転じ、権僧正に任ぜらる。尋で正僧正を経る。

## 三 東叡山寛永寺の「絵師」と「宝篋印塔」

(28) 『浅草寺日記 第三巻』(金龍山浅草寺 一九七九年)。

(29) 八王子市教育委員会編『郷土資料館シリーズ第一七号 多摩の絵師たち』(八王子市郷土資料館 一九七七年)、東京都教育委員会編『多摩近世絵画調査報告―多摩の絵師とその作品―』(東京都教育庁社会教育部文化課 一九八七年)、『多摩市史叢書一三 相沢五流』(多摩市史編纂委員会 一九九八年)。

(30) 西尾市岩瀬文庫本を参照した。

(31) 井田太郎「観嵩月という結節点」(『書物学』第八巻 勉誠出版 二〇一六年)。

(32) 覚深の略伝は『東叡山子院現住法脈記』に掲載される。『天台宗全書 第二十四巻』(第一書房 一九七五年復刊)所収。

『東叡山子院現任脈記』

真如院

第三世権僧正

諱覚深、字廓道、俗姓内野氏。武州仙波の産なり。

宝永元年甲申年十一、凌雲院前大僧正義天に従い、薙髮す。律梁院大僧都義存の弟子と為る。

享保五年庚子六月、奉教して北嶺妙音院を住持す。

九年甲辰、東叡山泉龍院に転ず。十四年己酉また真如院に移る。

明年庚戌、大慈院守中より三部灌頂を受く。

十七年壬子、開山堂において灌頂壇を開く。

庚申正月、大僧都に任ぜられる。

寛保二年壬戌六月、執当と為り、覚王院室を賜る。

宝暦七年丁丑、紀伊殿、天台宗に帰依し、みな祖宗靈牌を本院に移す。

同年、辞職し、因て権僧正に進む。

十三年癸未四月、退老し、明禪院と号す。

安永五年丙申三月二十四日、卒す。年八十三。開山堂側に葬る。

(33) 網野宥俊『浅草寺史談抄』(浅草寺 一九八二年)、『台東区の文化財保護第六集』(台東区教育委員会 二〇一〇年)に掲載される。

船渡御再興の詳細については浅草寺の所務を記した『浅草寺日記』に留められており、明和八年二月四日条には、

一 三社権現為引船料、当所御藏前・坂倉屋長三郎、当所東仲町・富貴利屋伝兵衛方金百両寄付之二付、於時計之間、両役者執事代両堂番請取之、畢而為挨拶罷出、次右兩人江一汁五菜之御料理、御酒、御菓子等、於同席被下之、請取左之通

覚

一金五拾両者 但文字金也

抑当山三社権現祭礼之日、大森村鎮師彦左衛門、從往古神輿之引船差出之来候得共、近来就困窮辞之、失神事之故実候儀歎敷故、祭礼之毎度為合力金拾五両宛遣之、弥不相替引船以為差出度趣、被勸進之候所、為永代引船之料物、右之通被寄付之、実深志之至、随喜不殘慥受取畢、年々此料物与斎藤伝兵衛寄付合金而以百両之利足、為引船之人用、猶任所望、利足之余分積置之、可宛觀音堂并三社権現之仏具神器等之修理料者也、仍而如件

明和八卯年二月四日

本堂役 菊池友右衛門

本堂役 久代吉十郎

執事代 妙智院

役者 医王院

役者 日音院

飯山長三郎殿

表書之通相違無之者也

浅草寺御別当代 善王院

覚

一金五拾両者 但文字金也

文言右二同、但被之字無之寄付之与相認、尚飯山長三郎寄付金与認年月日

表書之通相違無之者也 斎藤伝兵衛殿

浅草寺御別当代 善王院

と記される。浅草寺の門前町である御藏前元旅籠町の飯山長三郎、同じく東仲町の斎藤伝兵衛が金五十両ずつ出資し、三社祭船渡御に費用に充てるとともに、残りを浅草寺と三社権現(浅草神社)で用いる祭具の修理費用にする旨を伝えている。「祭礼之毎度」や「年々此料物」という記述からその都度の出資が約束されたようだが、この翌年二月二十九日に浅草付近一帯が大規模な火災に遭ったことから中断を余儀なくされ、再び船渡御が行われたのは実に十年後の安永十年(一七八一)のことであった。

(34) 松平冠山編『浅草寺志』(浅草寺出版部 一九四二年)。

(35) 『浅草寺日記』天明三年五月二十六日条、六月五日条、六月二十二日条、十一月二十日条、天明四年二月二十日条、六月二十日条など。

(36) 一橋大学札差事略刊行会『札差事略 上(下)』(創文社 一九六五(七)年)。札差の詳細については、幸田成友「札差」『札差雑考』(幸田成友著作集 第一卷)中央公論社 一九七二年)、『台東区文化財調査報告書 第二四集 藏前に札差あり』(台東区文化財保護審議会 一九九九年)、北原進『江戸の高利貸』(角川ソフィア文庫 二〇一七年)を参照した。

(37) 「札差事略卅四 附録二」『天明元丑六月、第六天神祭礼二付、准后宮様上覽并力持御好有之、福祥院座舖向修復、仲間方世話人罷出、臨時講其外江御褒美被下置之書留、且右世話人御供方世話人御給仕、子供迄之名前書、当日

御賄諸入用一件迄、惣高仲間九拾七人面割之事。』『札差事略 下』(一橋大學札差事略刊行会 一九六七年)所収。

(38) 『浅草寺日記 第五卷』(金龍山浅草寺 一九八一年)。

#### 四 府中善明寺の「宝篋印塔」と依田貞鎮

(39) 『多摩市史叢書一三 相沢五流』(多摩市史編纂委員会 一九九八年)所収。

(40) 依田貞鎮については、河野省三『神道史の研究』(中央公論社 一九四四年)、同『旧事大成経に関する研究』(国学院大学内宗教研習室 一九五二年)、小笠原春夫『旧事大成経の投影』(『国儒論争の研究』ペリカン社 一九八八年)、野田政和『徧無為依田貞鎮が朝廷に進上した著作について』(『府中市郷土の森博物館紀要』第二十八号 二〇一五年)、野田政和『徧無為依田貞鎮による聖徳太子神仏三教調和思想の展開』(『府中市郷土の森博物館紀要』第二十九号 二〇一六年)、野田政和『徧無為依田貞鎮の「神道大宗」における宇宙観と道徳観』(『府中市郷土の森博物館紀要』第三十号 二〇一七年)などを参照した。

(41) 『先代旧事本紀大成経』については、河野省三『旧事大成経に関する研究』(国学院大学内宗教研習室 一九五二年)、小笠原春夫『旧事大成経の投影』(『国儒論争の研究』ペリカン社 一九八八年)を参照した。

(42) 黒田直邦については、酒入陽子『下館藩主黒田直邦の暇―正徳三年「暇之記」に見える黒田直邦―』(『小山工業高等専門学校研究紀要』第四二号 二〇一〇年)に詳しい。

(43) 『浄土宗全書 第十九卷』(浄土宗典刊行会 一九二九年)所収。

(44) 公遵法親王の略伝については、『日光山門跡次第』(『続群書類従 四輯 下』続群書類従完成会 一九五八年、所収)や『日光座主御歴代』(『天台宗全書 第二十四卷』第一書房 一九七四年、所収)などがある。

(45) 君諱貞鎮、字伊織、自号徧無為、武之府中人也、姓源、五十嵐其氏、後有故改氏依田、父井田撰津守是政之曾孫、来継家姓、母乃五十嵐氏也、父母已没、卜居東都谷中者有年矣、君為人温雅、樂善好静、神儒仏之学、無所不窺、奉仏非佞、事神不泥、操履愿慤脇不著席、凡四十年矣、中年以来、私淑先代旧事本紀、研精覃思、深造此学、其所著書、号本紀箋者三十三卷、曰諸神鎮坐記者二十一卷、称大経小補者三十一卷、曰秘伝録者十八卷、空華集十七卷、至灌伝深秘之書、総計百三十有余卷、是君之志可觀焉、延享三年丙寅秋、東叡大王、特命撰之四天王寺、伝君所脩神事祭法、言念師標、忝賜衣冠、而褒飾焉、閭巷之人、以為榮矣、君齡邁杖国、壮志未減、欲觀天下神道之淵、奮然而起、遊于帝都、四詣雲之大社、南探熊野神窟、慨然歎曰、神道之政、其明夷乎、

千歳已下、有治真至聖皇之業者、吾不得而讓矣、復還帝京、寓居三年、遂達天聰、於是三種神器伝、并從靈十宝伝、就姉小路公文卿、以進上、撫其書而歎曰、翁誠国之宝也、惜哉老矣、九条左大臣尚美公、誓約稟学、雖歸旧廬、音問不絶、先是、享保十三年戊申夏、徳廟之近臣大島古心謂君曰、未然本紀、媿卿難曉、乞審註解献焉、於是、操觚勒成二卷以進矣、故沼田侯直邦、素以尊信大経、好尚相侔、雖在顯職蘭契殊篤、至遺囑令其令孫直亨、從君稟学、其他長門侯重就、故佐倉侯正亮、園部侯英智、僉誓約稟学、延享元年甲子夏、與善明寺主證海謀、移寺於君之旧宅、改為律苑、其田園家資、悉充持律僧伽之費、甲申春正月元旦、謂侍人曰、吾事畢矣、今日而後、雖生猶死、有客勿告、季春疾漸、其卒前三日、顧證海及門人、囑以後事、終自叉手、泊然而逝、実明和紀元之年、三月十七日、天不遺此老、嗚呼哀

哉、君自少精進練行、不娶無嗣、凡稟學者四百有余人、蓋君行事可記者衆矣、今誌一二、以貽後昆、君以天和元年辛酉三月十三日生、享年八十四、焯葬善明律寺先人墓側矣、執喪者大僧都覚印也、治葬建碑者、青木对馬守政勝也、論次其所得於政勝、而為之銘者积證海也、銘曰、惟明和之丙戌粵春三月己卯之辰、矧吾依田君於善明之寺後、嗚呼千歳而下、曰此徧無為翁之古墳、

(46) 『空華集』卷之三「天王寺神道伝授」。同書に關しては東北大学附属図書館本(古典籍資料乙B一/一四)を参照した。以下も同様である。

(47) 『空華集』卷之五「善明寺改建記」。遠藤吉次「依田伊織と善明寺の改建」(『府中市立郷土館紀要』第八号 一九八二年)。

(48) 『太平山社領由緒附』(先師依田伊織門人祖父亡父)事歴条数書見。東北大学附属図書館狩野文庫本(一一五五)を参照した。

(49) 『空華集』卷之十二「浅識法要」。

(50) 拙稿「妙法院門跡・真仁法親王と円山応挙の門人たち―円山応瑞・呉春・中村則苗・長沢岩雪・源琦―」(『古文化研究』第十六号 公益財団法人黒川古文化研究所 二〇一七年)。

(51) 東北大学附属図書館本(古典籍資料乙B一/一四)を参照した。

(52) 『天台宗全書 第二十四卷』第一書房 一九七四年)所収。

真如院 第二世大僧都義存師、諱義存。初め真純と名のる。晦堂と号す。武州多摩郡の人。父義政、宗山井田撰津守是政の曾孫なり。母、嵐氏。寛文十三年癸丑四月朔日の夜を以て武の旧府に生まる。是夜、母氏、夢に快鷹を見る。師、纔かに長じ、精舎に愛詣す。父母、その不凡なるを悟り、東叡に送り、亮順僧正に投ず。享保六年二月春、釣命により津梁院に住し、別当職を領す。七年正月、大僧都に任ぜらる。時に年五十歳。

(53) 『空華集』卷之五「善明律寺改建」。また、同書では同様の問答が以下のようになされている。

何れが故に今ことに律寺・律院等と云うや。答えて曰く、然り、僧はみな持律なり。不受戒の者あることなし。不律の僧あるにあらず。然りとはいえども、およそ法則修行、おのおの時に依て主伴あるなり。その主とする所を取てこれを名づくるのみ。天台・真言・禪・浄土、宗々の名もみなかくのごとし。他法を以てこれを非とするにはあらず。自修の主とする所を取てこれを名とするなり。今、律もまたかくのごとし。およそ万善万行、機の任に随わば、時の宜に従てこれを修せずということなしと。戒律を以て修行の根本と為すゆえに、律院・律寺および律僧等と云うなり。

#### 五 臨濟僧・東嶺円慈の神道伝授と「神伝秘軸」

(54) 長谷慈円編『東嶺和尚年譜』(文港堂 一九二一年)、西村惠信編『近世禅僧伝八 東嶺和尚年譜』(思文閣出版 一九八二年)として翻刻出版されている。東嶺は書家としても知られ、滋賀県立琵琶湖文化館編『東嶺の禅と書』(佐野美術館 一九九三年)、『東嶺円慈―禅画と墨蹟』(花園大学歴史博物館 二〇一二年)などの図録が刊行されている。

(55) 長谷慈円編『東嶺和尚年譜』(文港堂 一九二一年)は「開良雪」、西村惠信編『近世禅僧伝八 東嶺和尚年譜』(思文閣出版 一九八二年)は「開良雪」とし、ともに「文字目を「関」とは記していない。ただ、文脈から判断すれば「関良雪」の誤読もしくは誤写であるのは明らかである。

(56) 早稲田大学図書館には「静心傳咒象」(ハ三 二八七七)と「静心秘傳」(ハ五 三一一八)という同様の書名を持つ二書が収蔵される。前者は表紙裏に蔵書印があるものの、巻頭は「大易象也」と文の途中から始まっており、前半が欠失した状態とみることができる。一方の後者は前者の半分以下の量しかなく、巻頭には「静心秘傳」として書名が記されるが、後半部分は糊が外れて欠失した状態となっている。なお、表紙裏に蔵書印などは捺されていない。この二書を比較したところ、法量や体裁はもとより、表紙に用いられる裂、本紙の紙にも同じものが使用されると認められ、書体についても同筆であるのは間違いない。

そこで二書の紙に残る虫害痕を確認したところ、後者の巻末部と前者の巻頭部がびたりと一致するうえ、文章の流れに問題は認められない。つまり、この二書はもともと一冊として作成されたが、ある段階で糊が外れて別れてしまい、別書として伝来したと結論づけることができる。

なお、表紙の裂が同じであることに關しては、前者の裂にみる虫害痕を確

認すると、前者の裏表紙内側にみる虫害痕と一致するとわかる。このことから、前者の表紙は本来、この書の裏表紙であったものが、蔵書印にある勝俣氏の所蔵になった段階で、表紙として改められたと推察される。よって、本来の外題は後者に貼られたものであり、本来の書名としては『靈宗静心傳』もしくは内題の「静心秘傳」と考えられる。

(57) 恭考居士別記、年十五而受父之属、清修独負、不食酒肉葷、每夜參窻六所宮、祈神正伝、凡二十年云、今從十五、算至二十、即四十四也、又受此静心伝於長野氏、同当此歳、然則居士祈神正伝之靈験、先得此法必也、又聞居士、不展臥单、四十年余、是則居士不合伝得此法、昼夜精修刻苦、至脇不着席者歟。居士智徳超群、寿福出類、王公侯伯、敬仰如神者、皆出此法篤修之中而已、予依光潤師談始末、始聞静心伝之名、神威感動予胸天数次、雖未知是、慕而不止、潤師曰、此小卷者、居士最上之秘奥、入室弟子、無得此伝者、禪師懇請、我豈惜之耶、遂授与了也、予頂受欽行、觀此呪象、誠神道正行之基本也、皇天所謂使天為我使我為天之教、可以此静心伝、透徹者也、從是每晨、精修不怠、于茲青木政勝長男政芳、弱冠統父之業、不久而遇其遠逝、是以雖器未及熟練、已是神伝正統之種呬也、仍写一本、密授之了矣、伏請身非潔齋、莫乱修之、每得好時、設別行齋、或一日一夜、或三日三夜、或七日七夜、忘穢潔淨、盡心精修、若守此制、信解入神、必得居士智徳寿福、又可超足埃矣、嗚々、

(58) 東北大学附属図書館狩野文庫本を参照した。『天体靈魂図説』(狩野文庫 一四一〇)は後半に欠損が認められるが、完本の写本として『実書靈宗伝』(狩野文庫 一五四九)の一書が伝わる。曾根原理『徳川時代の異端的宗教 戸隠山別当乗因の挑戦と挫折』(岩田書店 二〇一八年)第六章 靈宗神道説の「広がり」で言及される。

#### 六 「安楽律騒動」と関良雪

(59) 安楽律騒動に關しては、福田堯穎『天台学概論』(文一出版 一九五四年)、石田瑞麿「開会について―安楽律紛争を通じて―」(『印度学仏教学研究』第一一〇号 日本印度学仏教学会 一九五七年)、安藤俊雄『天台学 根本思想とその展開』(平楽寺書店 一九六八年)、裕慈弘『天台宗史概説』(大蔵出版 一九六九年)、上杉文秀『日本天台史』(国書刊行会 復刻版・一九七二年)、石田瑞麿『安楽律の紛争』(『日本仏教思想研究 第二卷 戒律の研究 下』法蔵館 一九八六年)、小此木輝之編『安楽律院資料集 第一』(文化書院 二〇〇一年)「解題」、小此木輝之編『安楽律院資料集 第三』(文化書院 二〇〇五年)「解題」、尾上寛伸『日本天台史の研究』(山喜房仏書林 二〇一四年)を参照した。

(60) 依田貞鎮『空華集』第之五「善明寺改建記」に、「翌乙丑の歳、工の竣る

を告るに逮て、安楽院の指揮に凭て、真流律師来至し、創業の輪住なり。」とある。

(61) 小此木輝之編『安楽律院資料集 第三』(文化書院 二〇〇五年)。以下の関係資料はすべて同書所収のものである。

(62) 註61、「安楽律院資料集」二〇二「宝暦十一年八月十五日付泰巖書状」。

(63) 註61、「安楽律院資料集」三二六「復本願次第控」。

(64) 註61、「安楽律院資料集」二二二。

(65) 註61、「安楽律院資料集」二五一。

(66) 註61、「安楽律院資料集」二七八。

(67) 註61、「安楽律院資料集」二八〇。

(68) 註61、「安楽律院資料集」二八四。

(69) 福田堯頼『天台学概論』(文一出版 一九五四年)、小此木輝之編『安楽律院資料集 第三』(文化書院 二〇〇五年)「解題」。

(70) 註61、「安楽律院資料集」三〇一。

(71) 註61、「安楽律院資料集」三〇〇。

(72) 註54。なお、依田貞鎮の兄・義存に師事した覚印(二七二―七五)も、東嶺にとつて重要人物であったことが安永四年条から明らかとなる。

師、歳五十五。正月十日、東叡山執頭功惠院権大僧都、物故す。このひと、曾て師と俱に神伝に励めり。師、聞いて徑ちに江府に赴き、ただ天を仰いで嘆ずるのみ。

院 「功惠院権大僧都」とは覚印のことである。「東叡山子院現住脈記」「真如院 第四世権僧正」に略伝が掲載される。

覚印と名のる。潭月はその字なり。武州多摩郡の人。陶山重の子。幼にして異才あり。九歳、津梁義存公に師事す。時に正覚潤公に謁す。潤公、その秀発を奇とし、自ら刀を操て祝髪を得さしむ。年纔に十一。幾ばくもなく、存公示化す。すなわち法兄覚深公を以て師と為す。また密学を修習し、深く奥旨に達す。兼ねてまた声明に精し。今や悉曇の吾が宗に行わるるは、師、実にこれを為す。

享保壬子秋、叡の千光院を領す。東都に寓すること十年、寛保改元の年、叡に登りて住す。

三年癸亥、深公擢きて執当に奉され、師をしてその職を佐け、兼ねて寺事を監せしむ。

宝曆丁丑、深公退職し、癸未、告老す。ここにおいて嗣ぎて真如院に住す。明和壬辰、最上法王(公啓法親王)薨せらる。宗綱ほとんどまさに頽せんとす。陀師、常に慨然として宗風に憂うこと三年、安永甲午秋、疾あり。冬に至り、滋甚大、漸惟幾、病を以て職を辞す。累ねて権僧正に任す。

今茲に乙未正月十日平明、弟子をして牀を圍し、救呪を誦慈せしむ。観想して寂す。人、絶氣を知る者なし。年六十四。僧臘五十四なり。…

## 七 関良雪の作画とその受容

(73) 八王子市教育委員会編『郷土資料館シリーズ第一七号 多摩の絵師たち』(八王子市郷土資料館 一九七七年)、東京都教育委員会編『多摩近世絵画調査報告―多摩の絵師とその作品―』(東京都教育庁社会教育部文化課 一九八七年)、『多摩市史叢書二三 相沢五流』(多摩市史編纂委員会 一九九八年)。

(74) 亮盛については、『所沢市史調査資料一四 社寺資料編一』(所沢市史編さん室 一九七八年)に詳しい。ほかに佐藤由梨「近世における筑波山信仰と真言宗僧侶亮盛の布教活動」(『駒澤大学大学院史学論集』第四六号 二〇一六年)がある。

(75) このうち『坂東三十三所観音霊場記』は、『続豊山全書 第二〇巻』(続豊山全書刊行会 一九七五年)や金指正三校註『西国坂東観音霊場記』(青蛙房 二〇〇七年)、『筑波山名跡誌』は、桐原光明編『ふるさと文庫 筑波山名跡誌』(筑波書林 一九九二年)において翻刻公刊されている。

(76) 遠藤吉次「六所宮よりみた関良雪」(『府中市立郷土館紀要』第一号 一九八五年)所収、「鹿島田家文書72―1」。

(77) なお、亮盛は良雪の門人とも親しい関係にあったらしく、寛政五年自序がある著書『大黒宝囊記』には、相沢五流が「関良岡五流」の名で大黒天の挿絵を描いている。

(78) 野村恒道・伊坂道子『妙定院史』(妙定院 二〇〇八年)「資料編 所蔵品目録」のうち、「妙誉定月上人作品」に掲載される。

(79) 曾根原理『徳川時代の異端的宗教 戸隠山別当乗因の挑戦と挫折』(岩田書店 二〇一八年)「第五章 乗因と霊空」。

(80) 『日本随筆大成 第二期 第六卷』(吉川弘文館 一九七四年)所収。また、安政五年(一八五八)の序がある『宮川舎漫筆』にも、「女達磨のはじまり」の一項がある。

『愛閑楼雑記』にいふ、新吉原中近江屋の抱に半太夫といふ遊女のありしが、後に大伝馬町の商人え縁付たり。其家に人々あつまり何くれと物語の序に、達磨の九年面壁の漸になりしが、半太夫聞て九年面壁の座禪は何程の事かあらん。浮れ女の身の上は、紋日もの日の心づかひに、昼夜見世を張る事、面壁に替る事なし。達磨は九年、われわれは十年なれば、達磨よりも遙に悟道なるべしとわらひける。此はなしを英一蝶聞て、頓て半身の達磨を傾城に画きたるが世上にはやりて、扇子、団扇、蓑入、

柱隠しなどに書て、女達磨とい云けるとかや。故に女たるまは一蝶より  
始るといふ。市川栢筵が其画の讀に

そもさんか是みなさんは誰

九年母も粹より出し甘みかな

俳人谷素外が手引草に

九年何苦界拾ねん花ころも 祇空

愛閑楼とは予知れる医師・星野周庵が別号なり。

(81) 三田村鳶魚編『鼠璞十種 上卷』(中央公論社 一九七八年)、所収。

(82) 『天台霞標 四編 卷之三』「慈慧大師」。『大日本仏教全書二二五』(名著

普及会 一九八一年)所収。

(83) 書き下しは服部南郭考訂本を参照した。

#### 【図版出典】

図5 『府中市の文化財(改訂版)』(府中市教育委員会 二〇〇七年)

図6・12 『多摩市史叢書二三 相沢五流』(多摩市史編纂委員会 一九九八年)

図8・9・10 『台東区の文化財保護 第六集』(台東区教育委員会 二〇一〇年)

【附記】 本稿を成すにあつての作品調査、写真掲載に関して、東京国立博物館  
の興松健次郎氏、妙定院・住職の小林正道氏、副住職の小林惇道氏、金乗院(山  
口観音)・住職の田中政樹氏各位のお手を煩わせ、御高配を賜った。末筆ながら  
ここに記して謝意を表します。